

総務文教委員会記録

○開催日時

平成30年12月13日 午前10時～午後3時51分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長	徳永武次	委員	今塩屋裕一
副委員長	井上勝博	委員	川添公貴
委員	瀬尾和敬	委員	落口久光
委員	杉薗道朗	委員	坂口健太

○その他の議員

議員	永山伸一	議員	下園政喜
議員	福元光一	議員	帶田裕達
議員	持原秀行	議員	森満晃
議員	成川幸太郎	議員	松澤力

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	会計課長	脇園和文
総務課長	平原一洋	教育部長	宮里敏郎
秘書室長	山元一将	教育総務課長	小原雅彦
文書法制室長	川畠央	学校施設整備室長	上口憲一
財政課長	鬼塚雅之	学校教育課長	熊野賢一
財産活用推進課長	橋口堅	指導グループ長	岩脇勝広
税務課長	道場益男	教職員グループ長	尾堂秀一郎
収納課長	山口隆雄	保健体育グループ長	西村喜一
契約検査課長	南忠幸	社会教育課長	橋口公男
危機管理監	中村真	文化課長	永里博己
防災安全課長	寺田和一	少年自然の家所長	池田尚人
原子力安全対策室長	祁答院欣尚	中央図書館長	山口誠
企画政策部長	末永隆光	選挙管理委員会事務局長	西木場重行
企画政策課長	南輝雄	監査事務局長	茶圓勝久
甑はひとつ推進室長	古里洋一郎	公平委員会事務局長	
行政改革推進課長	上戸理志	議会事務局長	田上正洋
地域政策課長	屋久弘文	議事調査課長	砂岳隆一
情報政策課長	佐多誠一		
広報室長	黒木諭		
ひとみらい対策監	今吉美智子		
ひとみらい政策課長	堀之内孝		

○事務局職員

事務局長 田上正洋
議事調査課長 砂岳隆一

課長代理 濑戸口健一
議事グループ員 藤井朋子

○審査事件等

審　査　事　件　等	所　管　課
議案第122号 薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務課
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第151号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算	社会教育課 (中央公民館)
議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	中央図書館 少年自然の家
議案第124号 財産の取得について	教育総務課
議案第125号 財産の取得について	学校施設整備室
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算	学校教育課
議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第126号 薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理者の指定について	文化課
議案第127号 薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定について	
議案第128号 薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定について	
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	秘書室
	文書法制室
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算	財政課
議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	財産活用推進課
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算	税務課
議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	収納課
(所管事務調査)	契約検査課
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	防災安全課
(所管事務調査)	原子力安全対策室
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算	企画政策課
議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	甑はひとつ推進室

議案第123号 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	行政改革推進課
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	地域政策課
	情報政策課
	広報室
	ひとみらい政策課
議案第129号 薩摩川内市議会議員及び薩摩川内市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	選挙管理委員会事務局
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算	
議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	会計課
議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算	監査事務局
議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	公平委員会事務局
	議事調査課

△開　会

○委員長（徳永武次）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△総務課の審査

○委員長（徳永武次）それでは、総務課の審査に入ります。

△議案第122号 薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）まず、議案第122号薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、議案つづりは、その1、122-1ページからになりますが、別冊の総務部関係の議会資料で御説明させていただきますので、議会資料1ページをお開きください。

まず、改正の経緯、理由でございますが、国の病院、療養所等に勤務する看護師等に支給する夜間看護手当の額が改定されたことに伴い、本市も、これに準じて、甑島の診療所に勤務する看護師等に支給する、夜間看護手当の額を改定するものでございます。

改正の内容は、夜間看護手当の額を勤務の状況に応じてそれぞれ、500円から150円増額するものでございます。

次に、改定の時期でございますが、平成30年4月1日以後の勤務分について適用することとし、11月までの支給分につきましては、差額を支給

する予定でございます。

なお、改定に伴います所要額は65万8,000円を予定しております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、（第3回補正）予算に関する説明書の32ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項、総務一般管理費で1,683万2,000円の増額でございます。内訳は、委員等報酬は病休、育休代替嘱託員の報酬の増額、給料は社会人枠新規採用職員及び人事異動に伴います増額、職員手当等は人事給与システムの更新による業務増に伴う時間外勤務手当の増額、共済費につきましては標準報酬月額の変動に伴う減額、県派遣研修協定負担金は、県からの派遣職員の給与等の概算が確定したことに伴う増額でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第151号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）次に、議案第151号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明をお願いいたします。

○総務課長（平原一洋）議案つづりはその2、151-1ページからになりますが、別冊の議会資料で説明させていただきますので、総務部関係議会資料の1ページをごらんください。

まず、改正の経緯、理由等でございますが、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布・施行されたことに伴いまして、本市においても、これに準じて職員の給料月額、初任給調整手当の限度額、宿日直手当の額、勤勉手当の支給割合及び特別職、議會議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次に、改正する条例でございますが、職員の給与に関する条例ほか4条例を一括で改正いたします。

次に、改正の内容は、まず、初任給調整手当の額の改定で、本手当は、医師、歯科医師の採用時の給与額が民間と比較して低く雇用が困難なため設けられた手当で、限度額を500円引き上げます。

次に、宿日直手当の額の改定は、勤務1回に係る支給額の限度額を通常の宿日直勤務は200円、医師または歯科医師の場合は1,000円に引き上げてございます。

次に、勤勉手当の支給率の改定で、勤勉手当の支給率を0.05月分引き上げ、年間の支給率を4.4月分から4.45月に引き上げます。

次に、給料表の改定で、初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度の引き

上げの改定。その他の階層につきまして、おおむね400円程度の引き上げで、平均0.2%の引き上げでございます。

次に、2ページをごらんください。

特別職及び議員の皆様の期末手当の改定でございます。

期末手当を0.05月分引き上げまして、年間支給率3.3月分を3.35月に引き上げます。

次に、任期付採用職員の給料について、各号給それぞれ1,000円引き上げます。

最後に、実施時期でございますが、職員の給料等につきましては、平成30年4月1日、議員等の期末手当は平成30年12月1日から適用することとし、改定による差額を12月末に支給予定としております。

なお、改定による所要額は、月額給料、それから期末・勤勉手当のほか、同改定によるはね返り分の時間外勤務手当及び共済費の額を合わせまして一般会計・特別会計総額で3,323万1,000円となります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）以前も申し上げたことがあったんですが、条例としては四つの条例があるわけで、一般職員と特別職と議員報酬と、一般職の任期付職員、これを一括するということでやられるわけですけども、他市町村の例を見ると、それぞれが別々の条例案として賛否ができるわけですが、本市は、これはなぜ一括にするのかということをお尋ねしたいんですけど。

○総務課長（平原一洋）今回の給与条例の改定につきましては、国の法律にのっとりまして改正をいたしております、人事院勧告に基づくもので関連性が強いということで、一括でさせていただいているところでございます。

他の市町村においては、それぞれしているところもございます。こちらといたしましては、一括でお願いしておりますけども、議会のほうで議案の審査に対して支障があるということで、個別の条例にという総意があれば、こちらのほうでも対応いたしたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論はありませんか。

○委員（井上勝博）反対の討論をいたします。

先ほども当局の説明で、議会にも責任はあるわけで、一括条例になっているということについては、議会の総意があれば分割しても構わないというお話ですが、私自身としては、やはり他市町村のようにそれぞれの条例について採決できるようにしていただきたいと。

その中で、一般職員についての給与改定については賛成でありますけれども、特別職、議員報酬及び費用弁償等に対しては反対いたします。

○委員長（徳永武次）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）次に、本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）これで討論を終わります。

採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立多数であります。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（平原一洋）それでは、予算に関する説明書（第4回補正）予算に関する説明書の14ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、総務一般管理費で、給与条例の一部改正に伴います、一般職及び特別職の給料、職員手当等及び共済費を措置するものでございまして、616万円の増額でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、総務課を終わります。

△社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）次に、社会教育課の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第139号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）予算に関する説明書（第3回補正）の66ページをお開きください。

10款5項3目公民館費の中央公民館費は、財源調整であります。中央公民館・中央図書館電

灯・動力設備改修工事の特定財源として、電源立地地域対策交付金を充当しております。当初の充当額が1,060万円ですが、充当額を1,100万円に変更し、財源内訳として国庫支出金を40万円増額、一般財源を40万円減額するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しております議案第152号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）予算に関する説明書（第4回補正）の43ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の社会教育管理費49万5,000円の増額、及び、3目公民館費の中央公民館費8万8,000円の増額は、給与改定に係る増額でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○社会教育課長（橋口公男）総務文教委員会資料の13ページをお開きください。

社会教育課所管の行事について、二つ報告をい

たします。

1番目が、平成30年度青少年フレッシュ体験事業でございます。本事業は、有島三兄弟のゆかりで、川内まごころ文学館と北海道ニセコ町の有島記念館が、平成16年に姉妹館協約を締結し、この協約を機に平成17年度からニセコ町との相互交流事業を実施しているものでございます。

目的は、記載のとおりでございます。

日程は、12月24日月曜日から27日木曜日までの3泊4日。

概要は、2日目の25日にニセコ町長表敬訪問、有島記念館での学習、ニセコ町の児童・生徒との交流活動、26日に自然体験やスキービング等を行います。

団員の構成は、引率者が6人、小学生が18人、中学生が7人の合計31人となっております。

次に、2番の平成31年薩摩川内市成人式について御説明をいたします。

開催日時は、平成31年1月13日日曜日。10時20分から受け付けを開始し、式典は11時開始となります。

会場は、川内文化ホールでございます。

今回の対象者は、平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方になります。本市に住民登録をしている838人に式の案内を差し上げているところでございます。住所がない方でも、本市出身者など参加することができます。

議員の皆様にも、御案内を差し上げておりますので、御出席をいただき、新成人を祝福していただければありがたいと考えております。

なお、各地域で行われる新成人を祝う集い等につきましても、記載のとおり行われますので、ごらんいただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（坂口健太）ちょっと成人式関連についてお伺いしたいと思います。

先般、民法改正されまして、平成34年4月1日から施行されるわけですけども、本市における成人式または新成人を祝う集いのあり方について、成年年齢の引き下げに伴ってどのように考えているのか、お示しください。

○社会教育課長（橋口公男） ただいま委員おつしやったとおり、2022年4月1日から民法、それから少年法等関連法が改正をされます。

従来どおり成人式を1月に開催するとなりますと、2023年1月が最初の成人式となりますけれども、成人式のあり方も含めてどのようにするのか、それから、対象年齢を法改正にあわせて18歳とするのか、もしくは従来どおり20歳を対象とする場合は、成人式とは言えないんですけども、二十を祝う会とかそういう名称になろうかとは思いますけれども、その辺を含めて、県内の19市の社会教育課長会でもそういう議論が議題に上がりまして、ほとんどのところがまだ検討中ということでございます。

一部現行のまま二十を対象にするというところもありましたけれども、18歳を対象とした場合に高校3年生ですので、大学受験とか、そのようなものがあって開催日の変更の検討とかというのもございますので、いろいろ含めた形で県内の動向とか、国の動向等も注視しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○委員（坂口健太） 今御答弁いただいたとおり、18歳に即して現行の時期にやるとなると、初年度は18歳、19歳、20歳の三世代対象となるでしょうし、また大学受験の時期とも重なりますので、引き続き県内他市等の動向を注視され、検討に当たっていただきたいと思います。

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。 次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 以上で、社会教育課を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次） 次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第152号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠） 予算に関する説明書（第4回補正）の43ページをお開きください。

図書館分は、10款5項4目図書館費の補正額9万5,000円増額で、給与改定にかかる補正でございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○中央図書館長（山口 誠） 所管事務調査について報告いたします。

総務文教委員会資料の16ページをごらんください。

まず、1番目に、「薩摩せんだい図書館フェスタ」についてです。開催日時は、平成30年11月23日金曜日の勤労感謝の日、9時から16時で、中央図書館及び隣接の中央公民館で開催いたしました。

以下内容、記載の8イベントの参加者で重複分があるかもしれません、合計参加者で929名でした。

内容としましては、①小学生によるビブリオバトル。今回、本年度初めて取り組んだものですが、それに6名の児童が参加してくれました。写真は、公民館大ホールでの発表の様子です。みんな、堂々と立派なプレゼンをしてくれました。

次に、そのほか2番目のおはなしの実演・発表では、樋脇小学校の親子読書会「ももたろう」と市内の読書グループなどによる3団体による発表がありました。

ほか記載のとおりで事業を行いまして、一番人気があったのが、最後に書いてあります本のリサイクル市でございまして、閉校いたしました高江中学校の図書館からも本をいただきまして、約3,000冊を並べたところでございます。たくさんの市民に来場いただきました。

次に、2番、平成30年度全国視聴覚教育連盟「視聴覚教育功労者」の表彰についてでございます。

被表彰者が染川秀夫氏で、薩摩川内市立視聴覚ライブラリーの担当でございます。現薩摩川内市民まちづくり公社の契約社員でありまして、もともとは薩摩川内市職員でございました。

表彰式が、平成30年11月16日で、広島市で開催されました平成30年度視聴覚教育総合全国大会で表彰を受けられております。写真が、表彰式会場の様子でございます。

表彰内容は、社会教育視聴覚教育功労者ということで、この部門での受賞者数は全国で3名、そのうちの一人ということになっております。

本人の功績の概要としましては、そこに記載のとおりで、通算14年間にわたりまして、本市の視聴覚ライブラリーを担当するとともに、県全体での専門員としての役割も果たしておりましたので、県からも推薦を受けまして国からの表彰を受けられたということになります。

中央図書館からは、以上2点の報告でした。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）本のリサイクル市で3,000冊が販売されたということなんですが、ちょっと疑問に思ったのは、高江中学校の図書館の物だから、学校教育関係の物なんじゃないかというのが一つ。それから、ほかの中学校で、例えば不足している図書については、この高江中学校の図書の中で回せる物を回すとかして、図書館の充実のほうに使うというふうにしたほうがよかつたのではないかと思っているんですが、そこら辺どうなんでしょうか。

○中央図書館長（山口 誠）まず、高江中の閉校に伴いまして、既存の図書館に置いてあった本なんですが、まず、各学校に御入り用の本はないですかということで、実は図書が重なっていたりとかして余り——いや、うちにもありますということで、もう廃棄する予定になっている部分を学校教育課に相談いたしまして、譲っていただけるのがあればということで、今回リサイクル市で使用したものであります。

一応無料で配布という形でしております。廃棄予定のものを無料で市民に配布したということになります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館を終わります。

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しております議案第152号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）第4回補正予算書の43ページをお開きください。

少年自然の家分は、10款教育費5項社会教育費6目少年自然の家費における少年自然の家管理費を増額するもので、内容は職員給与費です。○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（池田尚人）所管事務について報告をいたします。

総務文教委員会資料の15ページをごらんください。

利用者数状況と冬のアドベンチャーについて報

告いたします。

まず、利用者数の状況ですが、昨年度の研修延べ人数は3万9,707人でした。主催事業への参加者がふえており、参加者からのアンケートや聞き取りにより、利用者のニーズに応じた事業の企画立案に努めてきた成果が出てきております。

また、本年11月までの研修延べ人数は2万9,816人となっております。今後も、市民に親しまれるてらやまんちとなるよう努めてまいります。

続いて、冬のアドベンチャーです。冬のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの挑戦」を冬休みの12月25日から2泊3日、小学5年生から高校1年生まで40人を定員として実施し、ことしで17回目を迎える伝統ある事業となっております。

全行程をマウンテンバイクでめぐるふるさとの歴史を学ぶ旅となります。子どもたちがふるさと薩摩川内を好きになり、誇りに思い、やがてはふるさとに尽くし、ふるさとを守る心豊かな人に育ってほしいと願って行う事業です。

参加者の安全を最優先に考えて事業を実施してまいります。写真は、出発前とゴールをするときの様子の写真です。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家を終わります。

△教育総務課・学校施設整備室・学校教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第124号 財産の取得について

○委員長（徳永武次）それでは、議案第124号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）議案つづりその1、124-1ページをお開きください。

取得する財産は、教育用コンピュータ、数量は、コンピュータ220台及びその周辺機器等で、平成22年度に小学校7校、中学校1校に購入したものであります。それが設置後7年を経過しておりますので、このたび、更新をするために購入したいとするものであります。

取得価格、取得の相手方は、記載のとおりです。

この裏面に、学校ごとの台数の記載をしております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）コンピュータ関係については、原発関係の交付金で購入をするわけですが——これは私の記憶違いかもしれません、ITソリューションがずっと続いているような気がするんですね。それで、これを入札でされているということなんですが、何社入札されて、どこの企業って名前は言えないと思いますが、本社がある住所はどこにあるかぐらいは教えていただけないでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）この入札に関しては、平成30年度に入札資格登録がOA機器としてある84社から、小学校及び本市の関係でコンピュータ等の導入あるいは保守等の実績があって、営業所内にシステムエンジニアが常駐して、本市が求めるコンピュータ機能の仕様を満たす、その証明を提出した会社が8社ございました。ここの8社を対象として入札をしております。

ITソリューションの本社については、今ここに持ち合わせておりませんので、済みませんが、後ほど。

○委員（井上勝博）いや、ITソリューションじゃなくて、8社が入札されたということなんですが、これは私の記憶違いかもしれませんので、教えていただきたいんですが、ITソリューション以外で今まで落札した企業というのはほかにどういうのがありましたか。

○教育総務課長（小原雅彦）今ここに資料を持っておりませんので、また後で調べて報告いたします。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

○委員（落口久光）その周辺機器等の具体的な中身は何なんですかね。パソコンの本体と何がありますというのを。

○教育総務課長（小原雅彦）そのほかは校内用ハードディスクが8台、それからカラーレーザープリンターが8台、それからソフトウエアのネットワークの関連機器などでございます。

○委員（落口久光）ソフトも含むということですか、例えばワードとかエクセルとか一太郎とか、ああいうものもということでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）はい、そのような基本ソフトが入ってのソフトでございます。

○委員（落口久光）ソフトは学校とか使っている先生でまちまちだと思うんですよね、今。昔だったら、一太郎が多かったと思うんですけど、結構最近、ワード、エクセルというのがもう日本国内でも普及率が広がっていて、結構使うところが変わってきたときに、学校をまたいだりとか、例えば複数校のところで担当が持ち回りでかわる学校のところがあるって、それでかわったときに、前の学校の人の資料をもらったら、ワードを使っているんだけど、一太郎で来たりとか、その逆があつたりとかで、変換ができないで結局つくり直したとか、いろいろ事務的な手間があるんですけど、これをどっちかに統一するということはできないんでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）基本的にはワードも一太郎も両方使っておられる先生方の、いわば支障があると思います。県内の先生方は、一太郎が多いようございますので、そういうものには対応して、個々の言うならば、やり方と申しますか、それでいいのではないだろうかというふうには考えております。

ただ、先生方が統一したいとか、そういう要望があればそういうふうにもちろんお応えする形であります。今のところは特に先生方については、自分のやりようで使っておられるという実態がございます。

○委員（川添公貴）更新ということなんで、この220台を下取りか廃棄かされると思うんですけど、その中に入っているデータ管理について、どうされるのかということ、というのは、初期化して廃棄をしても、バックアップ復元ソフトで出てくるんで、公用用というか、公用のパソコンに

ついてはハードディスクを粉碎するというのが一番妥当な方向なんんですけど、そのような方向で検討されているのかどうか。

○教育総務課長（小原雅彦）基本的にはデータの破棄、パソコンについては専門の業者のほうで破棄、データの処分をさせますので、粉碎とかそれについてはちょっと承知しておりませんが、データは全て専門の業者で一式処分するようにしております。

○委員（川添公貴）今のシュレッダーみたいにざあっと切る削除方法と圧縮して削除する方法、裁断する方法、ばらばらにやる方法いろいろあるんだけど、私もパソコンに入れているんですけど、復元ソフトで1回削除したやつはぱんと上がってくるんですよね、調べられるんです。

何でこうしつこく言うかというと、本体のハードの部分を残した状態で削除をしても、復元される可能性が強いということで、教師用のパソコンであれば、いろんな個人データ等が入っているんで、できればハードディスクを壊す形の処分をされたほうが、そこまで確認されたほうが私はいいと思います。

というのは、結構中古パソコンって流通しているので、買ったときにそれを復元ソフトにかけると出てくるんですよね。だから、そうされたほうがいいのかなと思ってお聞きしたところですが、そういう方法でやっているんでしょうけど、ハードディスクを壊す方法で、当然ただで持って帰っているんで、そこまで指示をされたほうがいいのかなと思いますけど、いかがお考えなのか。

○教育総務課長（小原雅彦）そこ辺はまた確認をしてから後ほど回答したいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第125号 財産の取得について

○委員長（徳永武次）次に、議案第125号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）続きまして、125-1ページをお開きください。

取得する財産は、普通教室用パソコン、数量は、パソコン142台及びその周辺機器等で、平成21年度に文部科学省の補助事業で市内全校に一括購入した。これを設置後9年経過しておりますのであります。昨年度は、小学校4年生、5年生、6年生と中学校3年生の普通教室に入れました。今年度、御提案申し上げているのは、小学校3年生と中学校2年生と、それから特別支援教室に設置したいとするものであります。

取得価格、取得の相手方は、記載のとおりです。

裏面に、学校ごとの台数を記載しております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどのものとはまた別に恐らく入札されていると思いますが、ちなみに今、先ほどと同じような84社のうち入札に参加したのは8社という、そういうことは同じなんでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）同じでございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しております議案第139号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）予算に関する説明書の62ページをお開きください。

歳出からであります。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の増額補正でありますが、事項、事務局管理費では幼稚園教諭業務嘱託員が応募が少なく、園児の安全管理のため、やむなく行政事務嘱託員で現場を補充したことによりまして委員等報酬の増額や、教育委員会事務局職員の手当等の入件費の調整、消耗品費は来年3月末に閉校する東郷小・東郷中の閉校式に使用する横断幕代のほか、学校教育施設整備基金積立金は旧山田小及び旧南瀬小学校校舎跡を企業に貸し出すことに伴いまして、文科省の財産処分条件であります。使用料の一部相当額を基金に積み立てようとするものです。

次に、事項、奨学育英事業費は、特別奨学生支給対象者が措置していた人数より支給該当者が少なかったことによる減額補正です。

次、3目教育振興費のうち教育総務課分は、事項、教育育成費で離島高校生修学支援費が措置していた人数より該当者が少なかったことによる減額補正です。

次に、4目教職員住宅管理費の増額補正は、事項、教職員住宅管理費で、旧滄浪小学校教職員住宅を市営住宅に再活用することとしたため、使用に当たり、一部、リニューアルをするために住宅の一部を修繕する必要が生じたためです。

次に、63ページをお開きください。

2項小学校費1目小学校管理費の増額補正のうち教育総務課分は、事項、小学校管理費で学校主事の職員手当等、入件費の調整によるものです。

次に、64ページをお開きください。

3項中学校費 1目中学校管理費の増額補正のうち、教育総務課分は、事項、中学校管理費で職員手当等人事費の調整のほか、備品購入費は寄附金を充当いたしまして、2中学校に学校備品を購入するものです。

次に、65ページをお開きください。

4項幼稚園費 1目幼稚園管理費の減額補正は、事務局管理費のところで増額しました、幼稚園教諭業務嘱託員が応募減に伴う委員等報酬の減額のほか、幼稚園職員手当等の人事費の調整によるものです。

2目幼稚園教育振興費の減額補正ですが、高城中央幼稚園のスクールバスで通う園児がほかの幼稚園に転校したため、かかる費用が不要となつたためです。

次に、歳入について説明いたします。

説明書の21ページをお開きください。

15款国庫支出金 2項国庫補助金 8目教育費補助金の減額補正は、離島高校生修学支援費補助金で、補助対象者の実績減に伴う減額であります。

続いて、27ページをお開きください。

18款寄附金 1項寄附金 8目教育費寄附金の増額補正のうち教育総務課分は、中学校費寄附金で、一個人、一団体からの寄附であります。

続いて、債務負担行為補正について説明いたします。

説明書の9ページをお開きください。

当課分は、小学校及び中学校のスクールバス運行事業です。

スクールバス運行事業につきましては、これまで3月議会で当初予算が成立してから予算執行してまいりましたが、予算執行から実際に運行するまでの間、日程的に非常に厳しいものがございました。このたび、債務負担行為を設定することで、予算が成立後、早々に予算執行を行い、平成31年4月からの運行事業に、バス事業者が入念な準備を行うことができ、児童生徒の安全な運行を図ろうとするためにお願いするものであります。

○学校施設整備室長（上口憲一）学校施設整備室分につきまして御説明申し上げます。

ただいまの第3回補正でございますが、62ページをお開きください。

歳出につきまして、10款1項3目教育振興費、事項、小中一貫校整備事業費の委託料は、東郷学

園義務教育学校内の調整池などに蓄積した土砂のしゅんせつ業務を執行する必要があり、工事請負費からの予算の組み替えを行うものでございます。

次に、63ページをお開きください。

2項1目、事項、小学校管理費の修繕費は、小学校施設の受水槽・高架水槽などの修繕が必要であります。

同じく3目小学校建設費、事項、小学校諸施設整備事業費の工事請負費は、鹿島小学校屋内運動場の床の改修工事が必要であり、増額補正を行うものであります。

次に、64ページをお開きください。

3項1目、事項、中学校管理費の修繕料は、中学校施設のプールろ過装置等の修繕が必要であります。

次に、27ページをお開きください。

18款1項8目教育費寄附金、事項、教育総務費寄附金は、東郷学園義務教育学校の植樹代として、公益社団法人鹿児島県トラック協会より寄附をいただくもので、東郷学園の植栽工事に歳入として充当するものでございます。

次に、8ページをお開きください。

第3表繰越明許費の10款2項小学校費、事業名、鹿島小学校屋内運動場床改修工事は、平成31年1月に工事を発注予定ですが、年度末までに標準工期が満たないため、翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

○学校教育課長（熊野賢一）学校教育課分の御説明をいたします。

予算に関する説明書（第3回補正）の67ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費22万円の減額は、給与費等の調整によるものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（井上勝博）先ほどの62ページなんですが、事務局費の事務局管理費が幼稚園の保育士が公募したけどいなかつたために行政職員を充てたというお話なんですが、この行政職員はまたどこから持ってくるということなのかなと思うんですが、その辺の説明お願いします。

○教育総務課長（小原雅彦）行政事務嘱託員は、

新たに募集をいたしまして、面接をいたしまして採用したものであります。

○委員（井上勝博） その方は資格をお持ちでないということなんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 幼稚園教諭の資格は有していないものであります。有しておれば、充足しておりますので。有していない行政事務嘱託員を現場の保全のために採用したということです。

○委員（井上勝博） 前は、学校教員の場合は何か5年たてば免許更新しなければもう資格はなくなると、幼稚園の場合もやっぱり同じことなんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 同じでございます。やはり更新をしなければなりません。

○委員（川添公貴） 10款1項2目の奨学育英事業費の減額が180万円、支給者対象が減ったということなんですが、あらゆる形でやっぱり支給していくべきだろうと思うんですが、支給対象者が減った理由はどこにあったのかというのを教えてもらえませんか。

○教育総務課長（小原雅彦） 基本的に奨学金を支給する対象者につきましては、審査基準を設けております。学業面、それから家庭の経済面ですね、この審査基準に照らして、実際には申込者は、24人でございましたけれども、この審査基準に合致した者が結局少なかったために、対象者が少なくなったということでございます。

○委員（川添公貴） わかりました。24名中何人対象になったんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） 今全体で40人枠を持っております。去年からの継続の者につきましては、基本的に成績証明と、それから所得の状態も審査します。その者は13人ございました。それで、新規の申し込みは24人ございました。その24人のうちに審査基準に合致した者が17人しかおりませんでしたので、継続の13人と、それから審査基準に合致した17人、合計30人が今年度支給となりました。枠は40人持っていたんですが、該当者が30人しかいませんでしたので、結局10人分が不要となったということでございます。

○委員（川添公貴） そしたら、学業と家庭の経済状況について評価されて、7名が適用外という

ことだったんですけど、経済的部分なのか、学業の部分なのかというのはわかりますか。

○教育総務課長（小原雅彦） 結局、非該当となった者たち一人一人の数字は、今ここにないんですが、ほとんど経済的なところで、育英奨学金の審査基準を準用しておりますので、そちらが主だった理由であります。

○委員（川添公貴） そしたら学業はいいのに、経済状態が若干育英奨学金の基準をちょっと超えたという状況で、非適合者、対応にならなかつたということであれば、仮にどこの経済水準がいいのかということは私もよくわかりませんけど、やはり学業が優秀であるんであれば、ある程度は認めてやって、これ市単独ですよね。だから、そういうところはしっかりと幅を持って、学業が優秀な子はやはり育てていくべきだろうと思いますよね。

いろんな諸事情があつて、家庭内の総収入を全部はかるはずなんで、その中でちょっと超えたとかいうんであれば、そこは今後猶予を持って支給できるような対応をとるべきだろうと思います。

やはり繰り返すようですが、学業が優秀であれば伸ばしてやりたいというのが本音であろうと。そのために奨学金事業だろうと思うんで、そこ辺を今後検討されていくべきだろうと思うんですが、答弁がありましたら答弁を部長のほうでお願いしたいと思うんです。

○教育部長（宮里敏郎） 今おっしゃったとおり、この奨学金については、学業の部分と経済的な理由と両方あわせ持って審査をして、決定しております。

今言ったように、経済的な部分についても、ある程度基準を設けて、その基準に照らし合わせてやっていくという方針でやっておりますけども、当初はもう少し対象者が多いだろうということで継続、新規合わせて40人分、当初予算でこの奨学金の予算については確保させていただいておりましたが、出てきた審査の内容を見ましたら、今課長が答弁したとおり、経済的な理由、学力の面から残念ながら非該当になったという方もございました。

今、委員が言われたことについては、今後、基準についての持ち方については、いろいろ他市の状況等も見ながらまた検討していきたいと思いま

す。

○委員（川添公貴）他市と比べるというのは余り好きじゃないんですけど、参考にされて、ぜひ、部長がおっしゃったように幅を持たせて学業の優秀な方にはどんどん援助するという形を持って、今後検討していただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（森満 晃）予算書の62ページの4目教職員住宅管理費で、今ほど説明がありましたように、84万6,000円ですか、委託料ということで、旧滄浪小学校の校長住宅だと思うんですけど、具体的に中身は家の中のほうの改修でしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦）内装部分のリフォームであります。

○議員（森満 晃）以前も課長のほうにも入居者から希望があるということで、まだ今後も教職員住宅として使うのか、一般住宅となるのかということで、今回、市営住宅としてなんですが、これについては我々のところもなかなかそういう子育て世代層がいないものですから、できればそういう対象的なものがもう誰でもいいのか、その点で限定というか、地元の希望が通るのか、そういったところで何か縛りはありますかね。

○教育総務課長（小原雅彦）市営住宅になりますので、市営住宅の基準に照らし合わせて、対象者というのは選考されていくものと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第152号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦）予算に関する説明書の（第4回補正）39ページをお開きください。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費の増額補正は、人事院勧告に伴う教育委員会事務局職

員の給与費等の増額が主なものです。

次に、40ページをお開きください。

2項小学校費1目小学校管理費の増額補正も、人事院勧告に伴う小学校学校主事の給与費等の増額が主なものです。

次に、41ページをお開きください。

3項中学校費1目中学校管理費の増額補正も、人事院勧告に伴う中学校学校主事の給与費等の増額が主なものです。

次に、42ページをお開きください。

4項幼稚園費1目幼稚園管理費の増額補正についても、人事院勧告に伴う幼稚園教諭の給与費等の増額が主なものです。

○学校施設整備室長（上口憲一）学校施設整備室について御説明申し上げます。

第4回補正の40ページをお開きください。

支出につきまして、10款2項3目小学校建設費、事項、小学校諸施設整備事業費の委託料と工事請負費は、市内26校の小学校普通教室に空調設備の整備を行うため、実施設計業務委託及び空調設備工事を追加で補正をお願いするものでございます。

次に、41ページをお開きください。

10款3項3目中学校建設費、事項、中学校諸施設整備事業費の委託料と工事請負費は、市内12校の中学校普通教室に空調設備の整備を行うため、実施設計業務委託及び空調設備工事の補正をお願いするものでございます。

この小・中学校の空調機設置につきましては、当初、6億円程度を見込んでおりましたが、10月以降、各小・中学校の電力調査を行った結果、ほとんどの学校の電源の容量が不足する調査結果となったことから、高圧受電設備等の改修費用等を増額して、今回補正予算となっております。

次に、10ページをお開きください。

歳入につきまして、15款2項8目教育費補助金の小学校費補助金と中学校費補助金は、空調機設置に伴う国の臨時特例交付金を受け入れるものでございます。

なお、国は補助率を3分の1としておりますが、補助の対象となる事業費が、総事業費ではなく、教室の床面積に国が定めた補助単価を掛けたものが補助金を算定するための事業費となります。

次に、6ページをお開きください。

繰越明許費の補正ですが、10款2項、事業名、小学校空調設備整備事業費、3項、事業名、中学校空調設備整備事業費につきましては、年度末までに空調機設置が見込めないため翌年度に繰り越すものでございます。

○学校教育課長（熊野賢一）予算に関する説明書（第4回補正）の44ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費、事項、給食センター管理費20万1,000円の増額は、人事院勧告に伴う給与費の補正によるものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（坂口健太）少々お伺いしたいと思います。

まず、1点なんですが、空調の電気料金の費用負担については、何かで交付税措置があるということだったんですが、費用負担を求められている方向性でいいのか、児童生徒、保護者に求められている方向性でいいのかということを確認させてください。

○学校施設整備室長（上口憲一）電気料金等につきましては、市の負担と考えております。

○委員（坂口健太）同じく確認させていただきたいんですが、電気料金も含めて、今後空調設備の管理、ランニングコストもかかっていくと思うんですが、どれほどのものを想定されておりますでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一）ランニングコストにつきましては、当分の間は、5年程度につきましてはそんなにまた最新分につきましては修繕等はまだ発生しないと思いますけど、将来的には5年、10年しますとやっぱり通常の修繕が幾らかかかるてくるんじゃないかなというふうには考えております。

○委員（坂口健太）また関連して質問させていただくんですが、こういう形で一気に各校整備するというのは、非常に喜ばしいことではある反面、今までほかの学校施設の長寿命化であったり、設備の更新を迎えることを考えると、今回新設で入れた場合に、一気に設備の更新を迎える可能性もあるわけです。そのときに備えて例えば積み立てであったりとか、そういうことを検討されていましたりはするんでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一）現在のところ、長寿命化計画を策定中でございまして、空調機以外にもいろんな事業がまだ山積しているのが現状でございます。

その空調機の更新とか、そういうところについてはまだ今のところは、そういう積み立てについてはまだ計画はしていない状況でございます。

○委員（坂口健太）今まだ計画されていないということでありましたが、将来の設備更新等々あることも考えながら、今回の空調設備の設置には当たられたいと思い、意見を申し上げて終わりたいと思います。

○委員（井上勝博）エアコンの補助単価のお話があつたんですが、国会の審議を聞いていますと、補助単価が1教室たしか150万円というのを想定して、そんなんではできないという議論がされていたようなんですかけども、実際補助単価がどのくらいになったのかということと、それから、どのような運用をするかがこれから出てくると思うんですね。

たしか適温ということで改定もされて、下が18度、上が28度というふうになったんじやないかと思うんですけれども、これがきちんと子どもたちの教育という点でも、余りきかせ過ぎるとかいうようことがないようにせないかんというふうに思うんですけれども、その辺の運用の関係はもう考えていらっしゃるんでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一）補助単価の関係でございますが、国は補助率を3分の1ということをしております。補助の対象となる事業費でございますが、これが総事業費ではなく、教室の床面積に国が定めた単価がございます。これが1平米当たり2万2,300円というのがございます。これを掛けたものが事業費となりますので、実際の事業費の3分の1よりは大分低いものというふうに考えております。

それと、温度管理につきましては、毎年、夏の前とか冬の前とか、そういうところには大体決めた温度の設定の中で、今普通教室以外にも図書室なり、あとパソコン室等の空調機が入っている部屋もございますので、そういうところの兼ね合いまして、そういうシーズンの前には市のほうから通知は出しているところでございます。

○委員（井上勝博）床面積1平米当たり2万

2,300円というのは、国会審議の中でこれは安過ぎるんじゃないかと、大体150万円ぐらいになるということなんですが、一応計算してみたら、教室の数は聞いていたんで、1教室200万円ぐらいになるなと思っていたんですが、いわば補助単価というか、1教室当たり150万円というふうにすると、例えば安く入札しなければ入り込めないということになって、もう大手しか入れないということになるようなことにならないでしょうか、その辺は。

○学校施設整備室長（上口憲一）価格につきましては、やっぱり公平な価格を設定しないといけないと思いますので、150万円の補助の枠であっても、設計自体は200万円という形をとつていかないと、それはもう入札ができないという状況になりますので、そこはちゃんときちんとといきたいと思います。

今回、国は臨時特例交付金にあわせまして、地方財政措置をセットとしております。今回に限つての補正予算債というのが創設されまして、内容は起債充当率を100%で、元利償還金の交付税措置が60%ということで、今までよりもかなり有利な起債を活用することになります。

○委員（杉薦道朗）小学校26校、中学校12校ですから、かなりの台数になると思うんですね。台数的には説明もあったのかもしれません、何教室、何台になるんですか。

○学校施設整備室長（上口憲一）各教室1台ということで考えております。

教室数が全部で小学校が265台と中学校が101台ですので、およそ366台を予定しております。

○委員（杉薦道朗）かなりの台数になります。一般質問の中でも工期も含めて機器が足りるのか、さまざま意見もございました。

それと、いわゆる入札に関しては競争入札、一般なのか、指定なのか、そこあたりもお示しいただきたいんですけれども、何が言いたいかといいますと、やっぱり9億6,000万円からの大がかりで大変な費用を生む、工事等々にも上がってくるわけですから、以前テレビが地デジ化になったときに、各教室、学校等のテレビ等の交換作業とか、それで市内の販売店、業者の方含めて、かなり広範囲に携わられた方々がいらっしゃいました。

今回もこれだけの予算規模の中で、今言われたこういう大きな台数の工事になりますので、そこらあたりは十分な配慮と申しましょうか、当然入札の結果にかかる部分でしょうけれども、先ほど大手が一手に全部ということではなくして、なるべく市内事業者の方々に幅広くそういう部分があればいいのかなと思っていたりもしておるんですが、そこあたりの考え方はいかがでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一）やっぱり私たちもかなりの台数がございますので、1月になってからいろいろな設計とともに発注をかけて工事に入るわけですけど、期間的にはやっぱり1年ちょっとしかないというのが現状です。

その中で、今、発注の方法等も考えているわけですけど、設計の中でなるべく早く上がった学校から早目に発注をかけていって、普通だったらもう何件とかまとめて出さんんですけど、その辺は早く上がったところから発注をかけて、少しでも平準化できないのかなというふうに考えております。

○委員（杉薦道朗）今答弁ございましたとおりに、押しなべて全校でと、これなかなか一斉にというのは無理だろうと思うんです。だから、言われたように、早い取り組みのところからどんどん進めていただいて、なるべく短い期間内に子どもたちがまたそういう環境の中で勉強ができるようにやっていただければなと。

繰り返しになりますけども、そこあたり入札のあり方も含めて、しっかりとまた検討とかやっていっていただければなというふうに思います。

○委員（川添公貴）今、杉薦委員のほうから質問があったんですが、電気容量が足りないということなんで、大方、電気工事とセットで改修、設置していかれるんだろうと思うんで、そのときに各学校1校単位で設計をされるんでしょうかね。多分そうだと思うんで、26校はどこからスタートされるのかわからないんですが、その設計をされて、設計委託をどうされるのか、まず、電気関係の業者に全部一括してやられるのかどうか。

それから、一番懸念しているのが、工事を仮にやるとしたときに土日祝日、もしくは夜間工事がメインになろうかと思うんですね。昼間は授業がありますので。それに対応し得る状況で発注ができるのかどうか。

市内の業者であれば、協力できるだろうとは思

うんで、今、杉薦委員がおっしゃったように、市内業者に分配というのはちょっとおかしいかもしませんけど、きっちり対応していただけるような体制で発注されるほうが望ましいのかなとは思ってございます。

というのは、どうしてもこの前の新聞というか、報道関係でも土日祝で機材が足りない等々があつたんで、そこ辺を短い期間でやるということになれば、ある程度協力をもらった形でも進めていくべきだろうと。

単価はその範囲でですね、然設計しますから、そこ辺はどう考えていらっしゃるのか、お聞かせ願いたい。

○学校施設整備室長（上口憲一） 設計につきましては、今回、空調機の設置とあわせまして、電気工事もかなりのやっぱりウエートもございますので、そこはそういう設備を専門とする設計事務所のほうに一応発注を予定しているところでございます。

それと、工事のやり方なんですけど、通常、児童生徒が授業しておりますので、なかなか昼の工事というのは難しいと思うんですけど、そこは土日でないとできない仕事とか、やっぱり平日でもできる仕事もあると思います。

例えば屋外の配線工事であったりとか、そういうところは見きわめながら学校とよく協議をしながら工事を進めていきたいというふうに思っておりります。

○委員（川添公貴） 多分、屋外工事は外線から引っ張ってくる工事が主なんで、これは影響ないと思うんです。でも、大方のざっと見たら9割方は内部工事だと思うんです、内部配線を持ってこなきやいけないし、そこから室外機を取りつけなきやいけないんで、先ほども言いましたけど、市内のこういう電気関係の業者さん等がたくさんいらっしゃるんで、ぜひ、この際協力をいただいてやらないと無理だろうと思うので、そこはしっかりと協力をいただいて、子どもたちの授業に影響がないように、ぜひ発注のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○学校施設整備室長（上口憲一） ただいまございましたとおり、市内業者の電気工事屋さん、あと管工事屋さんとか関係しますので、そこら辺とは十分連携とりながら工事を進めていきたいと思

います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（森満 晃） 関連しまして今の空調設備で、電気代等の積算というか、今後1年間でどれぐらいかかるだろうと、そういう積算をされていますか。

○学校施設整備室長（上口憲一） 今までの電気料が約7,000万円ぐらい年間かかっておりますが、それより約2,000万円程度上がるんじゃないかなというふうに、2,000万円程度増額はちょっと考えております。

○議員（森満 晃） 今回、この空調設備については大方が夏の猛暑にということがメインになると思うんですけども、今後、冷暖房などで、冬場もやっぱりそうやった活用もしていかれるのか、その辺はどうでしょうか。

○学校施設整備室長（上口憲一） 空調機自体はもう冷暖房になりますので、冬場でもそれは使えるようにはしていきたいと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○教育総務課長（小原雅彦） 所管事務調査の説明をする前に、先ほど井上委員のほうからありました幾つかの質問について、お答えさせていただきます。

まず、富士電機ITソリューションの本社ですが、東京です。

それから、富士電機以外の過去の入札結果ですが、平成28年度に教育用コンピュータに一部鹿児島測機が、それから平成27年度に図書館用のパソコンに南日本情報処理センターが入札を入れているところです。

それから、川添委員の質問からありましたデータの廃棄の現実の実態の具体的な処理方法ですね、

これについてはちょっと確認はされてない。ただ、基本的に業者のほうから処理に向けた会社の方針、マニフェストを出させることと、それから廃棄したパソコンの写真を提出させております。

物理的な実際に粉碎なのかどうかというのはちょっと確認はさせていただきたいと思います。また後日回答いたします。

[「ハードディスクも」と呼ぶ者あり]

○教育総務課長（小原雅彦）ハードディスクも。

○委員（井上勝博）南日本情報処理センターが図書館というお話で、鹿児島測機はちょっとメモリ損なったんですが、学校関係でいったらもうＩＴソリューションなんですか。

○教育総務課長（小原雅彦）平成28年度に鹿児島測機のほうを入れてますが、これは教育用コンピュータを中学校2校に入れております。

所管事務のほう、よろしいですか。

○委員長（徳永武次）課長、お願ひします。

○教育総務課長（小原雅彦）それでは、委員会資料の1ページをお開きください。

東郷小・東郷中学校が今年度末、閉校をいたします。それに伴いまして、資料記載の期日で閉校式を計画しております。

次に、東郷学園義務教育学校関連の日程ですが、行事の欄、1行目、完成視察会は、議員の皆様や市の幹部に開校前に施設を視察していただきたいと考えております。

そのほかですが、以下の日程で、児童生徒見学会、開校式、新任式・始業式など、行ってまいりたいと思います。

開校記念式典につきましては、義務教育学校を広く内外に知らしめていくために、多くの関係者をお招きし、実施したいというふうに考えております。

次に、2ページをお開きください。

遠距離通学費の支給制度の見直しについてであります。これにつきましては、市町村合併後、旧市町村の規定により実施をしてまいりましたが、地域間で格差がございました。そのため、このたび見直そうとするもので、その案について御報告したいと考えます。

現行の制度ですが、次の3ページをお開きください。

小学校では、川内と入来地域で助成額がごらん

のとおり、ただし、入来地域は、昨年度末閉校いたしまして、スクールバスに変わっておりますので、該当者はおりません。

中学校は、距離に関し差はありませんけれども、助成額については大きく地域間で差がございました。

これを、矢印の下、「新制度案」のとおり、市内全域を統一していきたいと考えております。

ただ、祁答院地域の一部の地域ですが、6キロ未満でも助成の対象としてきておりますことから、やはり弾力的な運用が望ましいと考えております。平成31年度から5年間を限度として、暫定的な取り扱いをしていきたいと思います。

前の2ページにお戻りください。

見直しに当たりましては、4の新制度の基本的な考え方記載のとおりの項目を基本として、実施時期につきましては、平成31年4月からとし、暫定例規等につきましては、3月議会で廃止議案等を上程したいと考えております。

○学校施設整備室長（上口憲一）学校施設整備室分を御説明申し上げます。

委員会資料の4ページをお開きください。

東郷学園義務教育学校の施設整備について、現在の進捗状況を御報告いたします。

造成工事は、外周道路の舗装工事を残すのみとなっております。また、建築工事は、管理中学校棟・小学校棟・特別教室棟・屋内運動場が完了し、プールが躯体の工事中、夜間照明は電柱等の建て込みを行っております。

また、外構工事の排水工、グラウンド工事は完了し、野球場及びテニスコートが現在、整地工事を行っており、全体の進捗率が89%となっております。

次に、同じく委員会資料の5ページをお開きください。

薩摩川内市学校施設長寿命化計画策定に係るパブリックコメントの実施結果について御報告をいたします。

平成30年9月20日から10月11日までの間に、パブリックコメントの手続を行った結果、提言・意見等はございませんでした。

なお、9月議会で内容の説明を行っておりますが、一部内容に変更がありますので、その分だけ御説明いたします。

9ページをお開きください。

中段の、今後10年間の事業計画につきましてでございますが、その中で①の長寿命化対策の中で一部、これは里中の南校舎と亀山小の北東校舎、それと鹿島小の東校舎でございますが、これらにつきましては、若干時期の検討を行った結果、変更しております。

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、所管事務調査の学校教育課分を説明させていただきます。

資料の10ページをお開きください。

まず、二学期制についての説明会の概要について御報告申し上げます。

10月15日から11月13日にかけて、各中学校区ごとに保護者、地域対象に説明会を行いました。参加者は、保護者、地域の方、教職員など合わせて1,018名でございました。

説明会の会場では、多くの質問や意見、要望が出されました。また、説明会終了後に感想等も書いていただきました。その主なものについて紹介したいと思います。

主な質問といたしましては、「授業時数を生み出せるのか」「戻した自治体の理由は」「学力向上になるのか」「夏休みの削減は」「エアコンの設置は」などでございました。

主な意見、要望は、「ゆとりと学力向上につながれば、進めてほしい」「改革を進めるべき」といった肯定的な意見や、「デメリットもある」「通知表が2回では不安」といった否定的な意見、「教員の声を聞いてほしい」「行事を見直すべき」といった要望が出されました。

今回出されました意見の詳細は、12月26日に実施いたします二学期制検討委員会に報告し、協議をしてもらいたいと思います。

今後の進め方につきましては、今月は教職員の先進地視察を行いました。また、先ほど申しましたが、12月26日に検討委員会を予定しております。

1月には、現場の先生方と語る会をした後、教職員の意識調査を行い、その上でまた検討委員会を行いたいと思います。

2月には、総合教育会議で協議をしていきたいと考えているところでございます。

なお、現場の教職員と語る会は、今のところ1月18日に予定しております。

また、二学期制から三学期制に戻す自治体への教職員の視察研修も1月に計画したいと考えているところでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

来年度開校します東郷学園義務教育学校につきましては、現在、東郷小・東郷中の校長先生を中心に、教職員が協力してカリキュラム等の作成をしているところでございます。

お示ししましたものは、現段階での学校経営の概要でございます。今後、さらに修正を加え、最終的には2月ごろに完成する予定でございます。

それでは、説明したいと思いますが、まず、右上に書いてありますが、義務教育学校ならではの特色として、三つ上げております。

一つ目は、9年間の一貫教育で学力向上と生徒指導の充実を図ること。二つ目は、小・中合同行事や交流活動を通して心の醸成を図ること。三つ目は、小・中の教員が相互に乗り入れ授業を行ったり、小学校の高学年まで教科担任制を行うということです。

学校経営につきましては、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを基盤に、9年間を通した東郷スタイルの教育に取り組んでまいります。具体的には9年間を三つのステージに分け、学年の呼び方は1年生から9年生という呼び方になります。

大きな学校行事につきましては、1年生で入学式、9年生で卒業式を行い、運動会や学習発表会等につきましては、基本的に全学年が一緒に行うという予定でございます。

教科指導につきましては、5年生、6年生を現中学校と同じく教科担任制に段階的にしていくという予定でございます。

12ページには、入学してから卒業するまでの主な活動を紹介しております。

現在、東郷小、東郷中では、来年4月の開校に向けて、先生方が一緒になって、特色ある東郷学園を目指し、協議を重ねているところでございますので、議員の皆様の御理解と御協力をよろしくお願いしたいと思います。

委員長、ここで追加の資料を配付したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（徳永武次） はい。しばらくお待ちください、資料の配付をいたします。

[資料配付]

○学校教育課長（熊野賢一） それでは、ただいま配付させていただきました、学力、体力の状況につきまして御説明させていただきたいと思います。

まず、学力についてでございますが、全国学力・学習状況調査の5年間分を示しております。上の方が、小学校6年生のグラフで、左側が国語、右側が算数となっております。下は、中学校3年生になります。このグラフは、全国平均を50にしたときの本市や県の状況をあらわしたものでございます。

小学校におきましては、基礎的な事項のA問題につきましては、県や国とほぼ同程度で推移しておりますが、活用力を問うB問題につきましては、全国よりも低い状況となっており、特にことしは低い結果となりました。

中学校におきましては、A問題もB問題も全国を下回る状況ではありますが、やや改善が見られる状況でございます。このことは、小中一貫教育9年間の教育の成果が少しづつ出てきているのではないかと考えているところでございます。

この全国学力・学習状況調査につきましては、年々、上位層と下位層の差は小さくなっています、本市と全国平均との差も、問題数にしますと、1問足らずの差となっていることを補足したいと思います。

調査結果の分析から、本市の児童生徒は、学習したことの定着は図られているが、それを活用したり、応用したりする力が十分に身についていないということが言えます。

本市としましても、資料の下段に示しておりますような学力向上策や教職員の資質向上、授業改善の取り組みを行っており、基礎基本の定着はある程度は図られていると考えております。

しかし、活用する力に課題があることから、今後は、これまでの取り組みに加え、新学習指導要領が示す三つの資質を、主体的、対話的で深い学びを通して身につけさせるために、さらに授業改善を推進していく必要があると感じております。そのためにも、二学期制を導入することは、先生方の研修の機会をふやすという点で効果があるのではないかというふうに考えているところでございます。

裏のほうでございます。体力の状況になります。

過去5年間の小学校5年生と中学校2年生の体力の状況です。こちらも全国平均を50にしたときの市や県の値を示しております。

全体的に、小学校では、国や県に比べて劣っている点が多くなっておりますが、中学校になりますと、県を上回り、年によっては全国を上回るといった結果となっております。

調査の分析から、小学校段階では、運動を定期的に行っている子どもの割合が低く、体育授業以外に運動をしないという子どもがふえているということが要因だと考えております。それに比べて、中学校では、約6割の生徒が運動部活動に参加しております、定期的に運動に親しむ状況にあるというふうに考えております。

このような状況を受け、各学校では、それぞれの学校の課題に応じた運動を取り入れたり、「一校一運動」や「チャレンジ鹿児島」に取り組み、運動量の確保に努めているところですが、小学校においては、さらに運動量をふやす取り組みを推進していきたいと考えております。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬） 先ほど通学の補助見直しのことをお話になりました。これは、担当の地域のところには十分な説明とかもう済んでいるんですか。

○教育総務課長（小原雅彦） ただいま議員にお示しいたしました、これから地域へ説明に、特にいろんな課題のある地域につきまして、説明をしていきたいと考えております。

○委員（瀬尾和敬） 私はもう都答院のことを申し上げますが、都答院の例で言いますと、対象になっていた地域にも子どもがいなくなったりするのもあるんですよね、これを見てみると。そういう意味では、全市全域で共通のこういう補助制度を見直すというのは、私は、これはもうやぶさかではないというふうに考えています。

説明のほうを十分にされて、そして納得してもらいうように、これは希望しておきたいと思います。

○委員（井上勝博） 今の通学費助成制度なんですが、この中で、自転車の購入補助はもう一切なくなるということなんですが、しかし、かなりの

購入費はかかるわけで、今まで助かった方がかなりいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけれども、遠距離を自転車で来るというのは、体力的にも望ましいことでもあるわけで、それを奨励する上でも、自転車購入費というのはあってもよかつたんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（小原雅彦） 使い道については、例えば中学校、年額1万2,000円、3年間で3万6,000円助成することになりますので、基本的にこれまで自転車購入だけに限って助成という対象範囲を狭めておりました。ただし、例えば御家族の方が車で送ったりするときに、やはり経費もそれぞれかかるわけですし、それを自転車と限定しないほうが使い道としてはいいんじゃないだろうかと。もらうほうとしても、それをいろんな意味で使えるんじゃないかと。基本、この助成額で自転車を購入していただければ構わないと考えておりますので、そうしたわけでございます。

○委員（井上勝博） わかりました。1万2,000円あるわけですから、それで購入に充てる方もいらっしゃるようですから、そこはいいというふうに思いますけれども。

二学期制についてなんですが、2020年から実施の予定で考えていらっしゃっているとしたら、するかしないかというのは、来年の2月の総合教育会議で決定するということになるんですか。

○教育部長（宮里敏郎） 今後の日程についてを資料の10ページのほうで言いましたけども、これ一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、2020年から実施したいというのは今の教育委員会の提案でございます。

このことについて、これから教職員との意見交換会等もやりながら、その内容について協議していきますけども、できればこの教育会議の中で今後のある程度の方向性については協議することができたらばというふうに思っているところです。

この教育会議でもし決まらなければ、またこの内容の分を繰り返し協議を行っていくということになろうと思います。

○委員（井上勝博） 一般質問でも少し議論したわけすけども、教師が超過勤務をされている原因に、1日6コマというような無理な授業時数があるということで、それは当面国が改めなければ

どうしようもない問題であると、教員をふやすということで、教育長会議でも要求されているということなんですが、国のはうは業務改善の通知を出しているわけですが、これはもうやるところはやったんだということが、本会議でも答弁だったと思います。

ただ、思うに、この中に書いてある一つ一つの問題について、本当にどこまでやられているのかということについては、明らかにしていただきたいなと思うんですね。

例えば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置が十分なものになっているのかどうかとか、それからこの中に書いてある分ですけども、いろんな法的な問題になる場合は、スクールロイヤーというスタッフですかね、そういう方のこととか、これは本会議で出た、サポートスタッフを配置するだとか、そういうものが十分にやられているかということなんですねけれども、その辺については本会議ではもうやるところまでやったとおっしゃっているんですが、そこがよく見えないというところがあるんですが、その辺はどうお考えなんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一） 今、議員がおっしゃいましたスクールソーシャルワーカーについては、去年まで2名でしたのを3名にふやしてあります。

それから、スクールロイヤーというのは弁護士が学校の支援に当たると、いろいろなクレームに対応するというものでございまして、それについては、なかなか財政的なものもありますし、難しい状況ですが、場合によっては弁護士に相談するような体制もとっていきたいなというふうに考えております。

今、国が示しておりますいろんなものは、取り組める範囲では最大限取り組んでおります。

ただし、財政的なものも伴うというのもありますし、それについてはまた検討しながら進めていきたいと考えているところでございます。

スクールサポートスタッフにつきましても、県が主体となって取り組む事業でございますので、県の動向を見ながらということでございます。

○委員（井上勝博） お金の問題であるならば、例えばこういうことをするならばどれだけのお金がかかると、それで納得してくれよと、これだけ

かかるんだよと、ここまで出せないんだよという、そんなできるだけ国が言っていること全部聞けということではないんですが、しかし、今回の文部科学省通知というのは、一定評価すべきところもあると思いますので、どこまで詰めたのかということはやっぱり明らかにしながら進めていってほしいと思うんです。

二学期制については、来年の2月に結論というのはちょっと早いんじゃないかというふうに思います。

○委員（杉薦道朗）所管事務ですので、参考までにお聞きしたいんですけども、この先生方で自分の赴任地の、例えば校区内に住んでいらっしゃる方もいらっしゃれば、いわゆる校区外、もしくは市外から通勤されている、教職員の方がいらっしゃると思うんですけども、まずその実態を教えていただけませんか。

○学校教育課長（熊野賢一）今委員がおっしゃられました実態でございます。

と言いますのは、最近共働き、両方とも教員という家庭もふえていまして、どっちかに住まなきやならないという状況、それから家を建てて持ち家から通いたいという先生方もふえています。

ただ、離島につきましては、もう当然そこに住むという状況になっております。詳しい実態については、担当グループ長のほうで説明させていただきます。

○教職員グループ長（尾堂秀一郎）教職員の居住状況についてでございます。

校長、教頭、教諭等全ての職を含めまして、校区内に住んでいる教職員が33.7%、同一市町村に住んでいる教職員が32.8%、他市町村に住んでいる教職員が33.5%でございます。

○委員（杉薦道朗）実態わかりました。何が言いたいかといえば、新年度に先生たちの異動があります。当然、歓送迎会等々も開かれます。学校現場において、例えば入学式等々で新任の先生含めて紹介もあるんですが、先ほど言いましたように、今夫婦共稼ぎのそういう先生方もいらっしゃるし、地域外から通勤されている方もいらっしゃる中で、これは学校現場だけというわけじゃないんですけども、PTA主催の中で、それこそ歓送迎会していただいております。

新聞等でいろんなカツオのビンタじや何とかい

うような歓迎の模様が紹介されますので、それは地域に早くなじんでいただきたいという思いの中でのPTA主催のそういう催しだろうかなというふうには理解はするんですが、先生方の中には、やはり異動でばたばたしておったりとか、また今度は別のところに行かれる方も当然いらっしゃる中において、少し子育て世代の方も当然いらっしゃるものですから、そのあり方がいけないということじやなくして、そこで非常に時間的に拘束される部分において、負担を感じいらっしゃる方がいるということ、現場の声としてお聞きをしたんです。

子育ての方も早く帰ってうちのことをやりたいとか、極端に言えばそういう言い方でお話もされまして、そこあたりをもう全部やめてくださいということも言えないでしょうし、せっかく地域の方々がやってもらえる部分もある中において、少しやっぱり配慮をしていただきたいなという声があります。

特に女性の先生方からもお話があるものですから、そこあたりを教育委員会として実態的なものがある程度把握といいましょうか、そういう声がなかなか上げづらいということも聞くものですから、どのように捉えていらっしゃるのか、お聞きしたんですが。

○学校教育課長（熊野賢一）今議員がおっしゃられたような声も確かに上がっております。

ただ、教職員、教員という職業柄、やはり地域、保護者というふうなかかわりは非常に大事なものでございますので、我々としましても、できる範囲で結構ですので、地域、保護者、そういったものには積極的にかかわってもらいたいと。

これから地域とともにある学校づくりを進めていく上では、非常に大事なことであると考えております。ただ、できる範囲でということでお願いをしているところでございます。

○委員（杉薦道朗）今言われるとおりに、確かに地域とのそういう連携を含めて、これからお世話になる地域のという部分もあろうかと思います。

ですから、余り負担にならない程度でできる範囲でっておっしゃいましたので、現場の先生方にはそういう分もまた配慮していただいてやっていただければなという、そういう御意見でしたので、お願いしておきます。

○委員（井上勝博）もう一つだけ、先ほどの学校の先生の事務負担の問題で、中学校になると部活動の負担が重くなるという県のアンケートの結果が出ておりました。

これについては、スポーツ庁からガイドラインが出されていて、学期中は週当たり2日以上の休養日を設けるとか、それから1日の活動は長くとも平日は2時間とか、こういうふうに決められておりますが、ここは徹底されているのかどうかということ。

それからもう一つは、先ほど言った県のアンケートについては、全市で全ての先生にアンケートをとられたと。あのアンケートの項目を見ると、例えば精神的に他人を攻撃したくなるときがありますかとか、そういうところ細かいところまで聞いているアンケートですよね。

ところが、県のホームページを見たら全く未だに公開していません。

そういったところも含めて、先生たちがどれだけ今どんな大変なことになっているのかという実態を知る結果でもあるわけですので、そういう細かいところまで公表していただくという用意があるかどうか、この2点をちょっとお尋ねしたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一）部活動につきましては、今委員が言われました週に2日休むということを本市としましても、各学校に通知をいたしまして、今、全ての学校でそれについては守っていただいているという状況でございます。

それから、教職員のアンケートにつきましては、そういう精神面についての調査もございました。それから、本市としましては、全教職員を対象にストレスチェックというのも実施しております。先生方の心の面についてはサポートするようにしております。

ただ、この一人一人の心の面についての公表については、また公表できるかどうか、それについても、また県の動向も踏まえながら検討させていただければなと思います。プライバシーに関することも入ってきますので、そこら辺はちょっと検討させていただければと思います。

○委員（井上勝博）プライバシーのことに関係することは要らないんですね。

例えば項目でチェックするところがあつて、か

なりの段階でやっていて、それで日常的にこんな気分になるときがありますとかいうのがあるわけですね。

だから、そういうのが数字的に何%ぐらいの人がそのぐらい感じているのかとか、いうのは全くプライバシーと関係ないわけですから、今の教職員の方々がどんなふうな仕事をされているのか、実態というのはなかなかわかりにくいものですから、そういうのは数字のことを言っていますので、ぜひ公表していただきたいと思います。お願いします。

○学校教育課長（熊野賢一）今の点も含めて検討させていただければと思います。

○委員長（徳永武次）ここで、休憩します。再開は13時とします。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 0時58分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

○教育総務課長（小原雅彦）資料に誤りがありましたので発見しましたので、資料の訂正をお願いいたします。

委員会資料の2ページでございます。遠距離通学支給制度の見直しについてですが、4番の新たな基本的な考え方の（6）番のところですが、新たな制度は、補助交付要綱により通学費を支給すると記載しておりますが、これ、補助金でなく、扶助費で支給をいたしますので、補助金ではございませんので、通学費支給要綱というふうに訂正をお願いいたします。

それから、もう一点でございますが、午前中、川添委員のほうからございましたとおり、データの抹消の処理の方法についてでありますが、ハードディスクの処理についてですが、粉碎して処理するということでございます。ハードディスクは粉碎後の状況の確認は、写真と、それから報告書により担当のほうで確認をしているということでございます。

○委員長（徳永武次）このことに対して質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） それでは、午前に引き続き、質疑を行います。

○委員（坂口健太） まず、1点お伺いしたいと思います。

学校施設長寿命化計画策定にかかるパブリックコメントの実施についてなんですが、応募がゼロ件であったということですが、パブリックコメントの応募の告知の仕方について、ゼロ件であったということから、何か今後パブリックコメントを実施する際に検討されていることはございませんか。

○学校施設整備室長（上口憲一） パブリックコメントにつきましては、パブリックコメントを出す要綱で行っております。これにつきましては、私たちの学校施設整備室だけのちょっと問題じゃございませんので、市が一応そういう取り組みの要綱を作っておりますので、それにのっとって今のところは行っているところでございます。

○委員（坂口健太） では、ほかの件について伺います。

二学期制についての説明会なんですが、二学期制についての説明会の中に検討委員会の委員も参加されたと思いますが、これら委員がどういった感想を持たれたかといったような意見の抽出は行われていますでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一） 委員の皆様も、参加されている委員もおられますし、参加されていらっしゃらない方もおられます。今後、12月の検討委員会において、参加された委員の皆様からは、また意見をお聞きしたいと思っていますし、また、そのときに、会場で出された感想等については紹介して、また、そのことについていろいろ御意見を伺いたいと思っています。

○委員（坂口健太） ゼヒ二学期制の検討委員会で抽出された意見につきましても、委員会また議会の報告をお願いしたいと思います。

また、別件についてお伺いしたいと思います。

各学級通信、また、試験等の作成等で著作権がかかわる部分が出てくると思うんですが、この著作権に関して、今教職員の皆様にどういった指導をされていますか。

○学校教育課長（熊野賢一） これにつきましては、国のはうからも県のはうからも通知等が出ておりましますし、私どもは、管理職研修会において著

作権を侵害するがないようにということについては、校長を通して教職員への指導を徹底するようにお願いをしているところでございます。

○委員（坂口健太） 指導は行われているということでございました。

現在、薩摩川内市の小・中学校で、そういった著作権の利用にかかる補償金を支払ったり、また、許諾を得ているという点は事実はあるんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一） 今のところ、私どもは把握しておりません。そういった事例については報告は受けておりません。

○委員（坂口健太） 今回この質問をするのが、著作権法の改正がありまして、平成31年、来年の1月1日に改正されたものが施行になります。それに伴って、学校教育現場における著作権に関しても、いろいろと取り扱いが異なってくる場面が出てきます。そちらについて、ちょっと質問をしてみたいと思います。

例えば、公衆送信と呼ばれるような授業を遠隔中継する場合に、これまでできなかつたものができるようになる場面が出てきます。その中でも、薩摩川内市内でも不登校であったり、そういった児童生徒がいる中で、遠隔通信によって授業を受けることができるような環境が整えられることも想定をされます。したがって、こういった不登校の児童や生徒への対応として、今回の著作権法改正で対応ができるようになると思うんですが、今後そういった取り組みについて検討されるお考えはないですか。

○学校教育課長（熊野賢一） ありがとうございます。そういった授業を受けた子どもたちは出席扱いできるというような通知は受けております。ゼヒ不登校の子どもたちにとっては、非常に効果的な取り組みであると思いますので、それについて、今後検討していきたいなとは思います。

○委員（坂口健太） ありがとうございます。改めて、今回の著作権法改正に伴う公衆送信のあり方が変わったことについて、今後、教育委員会でも不登校の児童等への対策として検討されることを要望として申し上げて、私の質問を終わります。

○委員（落口久光） 午前中話があった教職員のストレスチェックと心のケアをやっているというふうに伺ったんですが、ストレスチェックの中身

と、心のケアのやり方とか、その辺を教えてください。

○学校教育課長（熊野賢一）ストレスチェックについては、平成27年度から、市内の全小・中学校の教職員を対象に行っております。詳しい実施法については、あと担当グループ長から説明をさせますが、その後のケアについては、産業医等の面談とか、そういったケアを用意しております。

また、我々としましても、高ストレスを感じている職員がいましたら、校長を通じて、その職員には十分配慮するように指導しているところです。

ストレスチェックの詳しい概要については、担当グループ長に説明をさせます。

○保健体育グループ長（西村喜一）ストレスチェックについては、各学校からそれぞれ職員の名簿を上げていただいて、それに従って、公立学校共済組合のストレスチェック制度を活用しまして行っております。そこで、前期と後期、年に2回に分けて行っております。その結果に従って、それぞれの高ストレス判定者、そして、面接指導対象者が割り出され、そして、その中で面接指導申し出者があった場合には、面接指導を行うというふうな流れになっております。

○委員（落口久光）ちなみに、その場合に、面接指導が受けたほうがいいというのが、昨年度何人ぐらいで、本年度、今で何人ぐらいいるかということがおわかりだったら教えてください。

○保健体育グループ長（西村喜一）昨年度は、面接指導申出者は1名おりました。本年度につきましては、まだゼロです。

○委員（落口久光）年間通じて、結構休まれる先生いらっしゃると思うんですけど、その中でも、産前産後の休暇の方、育児休暇の方もいらっしゃるし、それ以外の方、その中に、いわゆるメンタル疾患の方がいらっしゃると思うんですけど、その方というのは何人ぐらいいらっしゃるか何かつかんでいるんですか。

○保健体育グループ長（西村喜一）現在、メンタル関係で病休、休職をとっている職員、小・中学校で7名いらっしゃいます。

○委員（落口久光）ということは、引っかけられていないんじゃないかなと思うんですけど、要面談、産業医さんの面談をしたから、無事またクリ

アできるかどうかというのもまた疑問の話であるんですけど、必要と思われる方が一人いらっしゃって、大体年間で7名ぐらいということであれば、引っかけ方を工夫しないと、どんどん離脱者がふえるんじゃないかなと思うんですけど、その辺は、教育委員会は今後どういうふうに見直そうとかいう考えがあるのか、あつたら教えてください。

○学校教育課長（熊野賢一）メンタルの症状についてはいろいろあります。要因が仕事の場合もありますし、そうじゃない場合もあります。

先ほど申しましたストレスチェックについては、それぞれ個人がインターネットで申請をするという仕組みになっております。それについては、学校を通じて、これはもう個人の判断で、するしないは教職員の判断になっていますが、できるだけ全員が受けるようにということで、校長を通じて指導していきたいと思いますし、我々もなるべくそういったメンタルを抱えている職員がいましたら、早目に把握して対応するようにしていきたいと思います。

○委員（落口久光）そうであれば、校長とか教頭とか、いわゆるマネジメントをされる方々の見る目というところが問題になるかなという気もするんです。仕事上の問題と、プライベートな問題も含めてですけど、プライベートな問題といつても職場に影響が出てくるわけなので、そうなってくると、先生のパフォーマンスが落ちます。子どもたちには、ちゃんとした教育を受けるという部分でかなりマイナス面が出てくると思うので、そうなってくると、マネジャーとして、じゃあどういう目で見るべきかというのも必要になってくると思うんですけど、そこら辺がちょっと足らないのかなというふうに受け取れられてもしようがないのかなと。その辺について、見解を教えていただきたい。

○学校教育課長（熊野賢一）現在、学校では、校長、教頭のほうで職員が何時に来て何時に帰っているというのは把握しています。それと、日ごろから、先生方の様子については十分気を配るようにということ、なるべく声かけをするようにということ、それから、年に3回、定期的に面談をするようになっています。その面談を通して、先生方のいろんな悩みとか、そんなのを吸い上げて対応していくようにということを指導しております

ですが、まだまだ十分でないところもあると思いますので、そこについては、また、校長、教頭研修会で指導していきたいと思います。

○委員（落口久光）話を少し変えますけど、年度頭の段階で教員が足らないという話があったと思うんですけど、今現時点で充足はされたと見ていいんでしょうか。

○学校教育課長（熊野賢一）現在は足りております。ただ、年度途中で産休に入ったり、休まれたりする先生については、まだ後補充ができないという部分もあります。それについては、県のほうにできるだけ早目に補充してもらうようにということでお願いをしているところです。

○委員（落口久光）最後にします。きのう本会議でもいろいろ言わせていただいたんですが、結論として、先生方の意見を聞いていただきたいということと、そういう声を聞きますという答弁だったんですが、いろいろと、その後ちょっとまたオフレコで話をていきますと、校長からの報告があるのでというふうなことを言われるんです。今の話と含めて、本当に校長がちゃんと話を吸い上げられて、自分で消化するしないにかかわらず、ちゃんと適切に上げられているのかすごく疑問なところがあるんです。

逆に、教育委員会といったら、教職員側の上のほうに立つ、組織上は上にいらっしゃるので、逆に現場のところでは、あんまり声が吸い上げられていないという前提のもとで、いろんな見方をしていかないといけないと思うんです。ですから、ちょっと要望になるんですけど、そういうベースの考え方に基づいて聞き取りったりとか、上がってきた話も、話半分じゃないのかなとかいうふうに思いながら、いろんな政策とか施策に対して検討いただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

そうしないと、多分今後一層脱落というか、離脱する先生方がふえてきて、結果的に、学校崩壊であったりとかいうふうになっていく可能性がありますんで、ぜひ、対応方よろしくお願ひいたします。

○学校教育課長（熊野賢一）ありがとうございました。現在、それぞれの学校には、それぞれの学校の労働安全衛生委員会という組織がありまして、それぞれの学校の先生方の労働条件の問題等

については話をさせていただいて、そこで出されたことについては、我々吸い上げをして、市で総括的に話し合う場は設けています。ただ、そこに出でこない部分もあるんじやないかなと思いますので、そういうのをさらに充実して、先生方の意見を吸い上げるように努めていきたいと思います。

○委員（川添公貴）せっかくいただいた資料、学力の件なんですが、毎回、毎年この学力学習調査についての質問はさせていただいているんですが、詳しく聞かないようにはしています。というのは、本市が平均より低いという現実があるんで、それについて努力をされているだろうということで、いつも考えた上に今後どうされるのかということは質問させてもらっているんですが、それを踏まえて、まず、1点目として、ここにも書いてあるんですけど、教員の指導力向上、質の向上とまで言いませんが、そのためにどのようなことをされるのか、どういった方向性を持ってしたほうがいいのかということが1点。

それから、もう一つは、先ほど杉薙委員のほうからも話がありましたが、地域とのかかわりをいかに教員の方々が持つのかということ。

それと、もう一つが、子ども会等のかかわりをどう持ついらっしゃるのかということ。というのは、家庭訪問をするかわりに、子ども会行事等に昔は先生たちが参加をされていて、家庭事情、保護者の事情をよくわかっているからやったんです。これが、例えば、家庭訪問が全廃されたときの一つの手段にもなり得るし、あえて訪問しなくても環境がわかるので、必要なのかなと思っています。

先ほど居住区について質問がありましたけど、そういう事情があるのはわかっているんですが、そこを見出すために、ある程度、先生たちもゆとりのある時間を確保しなきゃいけないだろうと思います。そこ辺をどうしたほうがいいのかという点。

仮に今度の新学習指導要領において、時数確保が求められている中で、時数確保をする手立てとして、いろいろ考えられるんですが、夏休みの短縮、極端にいえばクーラーが設置されますから、夏休みをもう7月いっぱいが1学期、8月の20日ごろから2学期という形にして、三学期制

をなくすんであれば、もうそこまでして時数を確保すれば、かなり余裕が出るんで、その二学期制云々の話の前に、ここに御意見を出された、ゆとりと学力向上につながるのを進めてほしいです。いろんな業務改善のためのきっかけにて、業務の改善もできるわけですから、そういう極端な考えをする必要があるかもしれませんし、だから、それをしないために、現行制度の中で、いかにいい指導力向上とか、一番は、本市の子どもたちの学力が低いということです。

昔、私は、こっちの学校を出ていないんですけど、薩摩郡の川内といえば、県下でも1、2番の学力のまちやったんです。これ市民みずからがそういう意識があったんです。私は大隅でしたから、もう先生も一流、子どもたちの学力も一流というのが昔だった。やはり、そのまちに今住まわせてもらっているんで、やはり、その学力向上を進めるためにも、そういう質の向上等々を進めていくべきだろうと思います。

結論をいいますと、本市の将来、それから、教員の質の向上と子どもたちの向上も相まってよくなってくるだろうと思います。

だから、そこ辺を、これは私の意見が多かったんですけど、どうされるのか。それを踏まえた上でそういう時数確保の体制を——2学期という、とりあえずは入りやすい部分から入ろうということだろうと思います。

さつき言った夏休み短縮はもう極論ですから、これ今もし意見があつたら答えていただきたいんですが、ちょっと長々となりますけど、そこ辺を踏まえて、学力向上のためにこうすることをやるんだということで、御回答いただければ、よろしくお願いしたい。

○学校教育課長（熊野賢一）ありがとうございます。今、委員がおっしゃられましたとおり、学力については課題があります。

ただ、本市の先生方も非常に頑張っています。これも、県下全部頑張っているんですが、ある程度、学校で習う基礎的な部分については、全国学力テスト以外にも、N R T という標準学力検査を見たら全国レベルにあります。

ただ、それをいかに活用するかと、これから求められる学力においては、やっぱり課題があるなと思っています。そのために、一番変えなきやな

らないのは、やっぱり授業を変えていかなきやならないだろうと。今までの教師の教え込みという授業ではなくて、子どもたちが、自分たちで課題を見つけて、それを解決していくような、そういう授業づくりをしていかなければならないんじゃないかなということで、今、私どもとしましても、学習指導法研修会とか、いろいろ研修会を企画して、先生方のその授業改善に取り組んでいるところでございます。

それから、地域とのかかわりということは非常に大事なことでございます。先ほども申しましたが、やはり学校というのは、新学習指導要領でも言われています、地域に開かれた教育課程ということで、地域と一緒にになって、学校づくり、地域づくりの核となっていかなきやならない部分だというふうに考えております。子ども会もあわせて同じでございます。

ですから、今進められているのは、コミュニティ・スクール、地域が学校の運営にかかわる、そして、学校も地域と一緒にになって子どもたちを育していくと、そういう関係づくりが非常に大事ではないかなと思います。

現に、東郷では、コミュニティ・スクールの活動の一つとして、東郷De Night、子どもたちによる学習をさせるというようなのが地域の人たちが中心になって進めているといった取り組みもあります。そういう取り組みが、今後ますます重要なになってくるんじゃないかなと思います。

最後に、夏休みの短縮についてです。これについては、ほかの都道府県ではどんどん進んでいているんじゃないかなというふうに思います。

ただ、我々が申し上げています学校改革、教職員の働き方改革という点から申しますと、やはりどっちかというと二学期制のほうがそれに直結するのではないかというふうには考えています。

ただ、授業時数の確保という面からは、やっぱり夏休みに授業をすれば、すぐ授業時数が確保できるというメリットもあります。これについては、やっぱり検討もしていかなければならないなと思っているところです。

○委員（川添公貴）長い質問いたして、簡潔に答弁いただきましてありがとうございました。

というのは、仮に算数なんですが、今おっしゃるように、自分で考える力です。私なんかのとき

には、1掛ける2、一二が二、一三が三とか教えられたんですけど、今は、1個が二つあって2とかという教え方をされるんで、教えるときにちょっと困るんですけど、その応用力をやっぱり向上させるには、教員の指導力と地域のやっぱり考える力を教えていく、このコミュニティ・スクールが大事だろうと思っています。

やはり、前提はその時数を確保する、ゆとりを確保するということが前提だろうと。そうしないと、どうしても追われてしまうので、ぜひそういう幅広い面・幅広い視点からどうやつたら、その確保ができるのかということを、しっかりと根本に置いてやっていただきたいと思います。

それから、ふと思い出したんですが、この学力テストを孫と競争してやつたんです。国語はどっちが勝つたと思いませんか、小学校6年生、私のほうが勝ちました。これは、基礎はとんとんなんですけど、6年生ですから、それで応用が勝つんです。それぐらいやっぱり違うんで、これは、例えば自慢話ですけど、そういうこともあるからやつてほしいということで、そのときに考えたのが、1点これもちょっと教育委員会で検討していただきたいのが、コミュニティ・スクールは、地域の方が子どもたちにいろんなことを教える。東郷中の前の校長先生誰でしitたっけ。

〔「花月校長」と呼ぶ者あり〕

○委員（川添公貴）花月校長先生には賛同をいただいたんですが、子どもたちが、そのゆとりの時間を持って、その中で、子どもたちが地域の方々に私たちはこういう英語を習っています、こういう数学を習っていますという、子どもたちが先生になるパターンを研究できないだろうかという話をしたことがある。というのは、今おっしゃったように、考える力、教える力を伸ばすためにも、賛同していただいたんですけど、急遽転勤になつたもんですから、立ち消えになつたんですが、ぜひコミュニティ・スクールのバージョンとして検討いただければありがたいと思ってございます。

以上です。

○学校教育課長（熊野賢一）ありがとうございます。コミュニティ・スクール、学校運営協議会の理想の姿だと思います。今言われているのは、地域の協力ばっかり学校がもらっているんじやないかというのを言われていますので、学校も地域

づくりに貢献していく、お互いワイン・ワインの関係をどう築いていくかということが、課題になってくると思いますので、その点について、また取り組んでいきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（松澤 力）1点だけお伺いさせてください。

空調機の件で、先ほど伺えばよかったですけども、各学校ごとの導入の時期というのは、これから検討されると思うんですけども、おおむねいつぐらいまでに、各学校導入時期が見えてくるのかということと、優先順位については、その計画が早く上がってきたところからという話もあったんですけども、その優先順位のつけ方の考え方だけ教えていただけたらと思っております。

○学校施設整備室長（上口憲一）導入の見込みなんんですけど、1月になってから一応設計業務を委託いたします。設計自体が大体やっぱり大きいものもございますので、4月と5月ごろまでかかるんじゃないかなと思います。そこまでいったら全容がわかつてきますので、そこでもある程度の方向性も出てくると思います。大体そのころになれば、市場のエアコンの状況とかも見えてくるんじゃないかなと思いますので、その辺で検討したいということがあります。

それと、優先順位につきましてですけど、これもちょっと私なんかの考えなんですけど、大規模校、中規模校、小規模校があるんですが、小規模校自体は、そういう高圧受電じゃなくて、低圧の受電を行つてゐる関係で、そこまであんまり部屋数も少ないので、早目に設計が上がらないのかなということで考えておりますので、その辺が上がれば、早く発注をかけたいというふうに考えております。

○議員（持原秀行）1点だけ教えてください。今、スマイルルームってありますが、小学生とか中学生とか、その実態の状況を少し教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（熊野賢一）スマイルルームと申しますのは、適応指導教室、いわゆる学校に行けない子どもたちを家から外に出させようという

ことで計画しているものでございます。

現在の在籍数については、担当グループ長のほうで報告をさせていただきます。

○指導グループ長（岩脇勝広） 現在の状況でございます。平成30年度の11月現在でございますけれども、小学生が2名、中学生が19名申し込みをしている状況です。それに対しまして、実数といいまして、実際通っている子どもさんでございますが、小学生がゼロ、中学生が14名の合計14名という状況でございます。

○議員（持原秀行） ありがとうございます。やはり、今、市内の小・中学校がいれば、いろんな学級とか、いろいろここにも行って救われる子どもたちがいるような気がするんです。そういう意味では、もう少し学校の教職員の皆さんにも、これ前も言ったんですけれども、しっかりとこういうのがあるんですよという制度的なのを周知していただきたいというのを思います。

それと、今の現状は、中央公民館のほうからこちらのほうに、西開聞町に移ってきましたが、これをまた移転させるというような、そういったような計画はございますか。

○学校教育課長（熊野賢一） 今、議員がおっしゃられたとおり、スマイルルームに通って、そして、学校に復帰できたという子どもたちもたくさんおりますので、これについては、教職員だけではなく、保護者にももっと周知をして、利用を高めていきたいなと思っているところです。

場所については、今のところ、どこに移転という計画はないんですが、今の場所の耐震化等のこともありますので、それについては、やっぱり検討をしていかなければならないなと考えているところです。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課、学校施設整備室及び学校教育課を終わります。

---

#### △文化課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、文化課の審査に入ります。

---

#### △議案第126号 薩摩川内市川内歴史資

料館等の指定管理者の指定について

○委員長（徳永武次） それでは、議案第126号薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（永里博己） 議会資料の1ページをお開きください。薩摩川内市川内歴史資料館の指定管理者管理運営にかかる選定委員会について報告させていただきます。

1、指定管理者に管理を行わせる施設は、薩摩川内市川内歴史資料館、薩摩国分寺跡史跡公園、横岡古墳公園の3施設です。

設置の目的でございますが、市民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的としております。

現在の管理形態は、指定管理でございます。

次に、3、指定管理候補者は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社です。

3ページをごらんください。

5、選定経過の概要でございますが、平成30年8月6日に地元代表を含む6名の委員で選定委員会が開催されたところでございます。公募を行いましたが、応募団体は1団体でございました。これまでの管理運営の実績に加え、施設の設置目的や役割を十分に理解していることから、当該応募団体が指定管理を行うことで、薩摩川内市の歴史、文化の中心施設として多方面での効果が期待できるとの審査結果を踏まえ、指定管理候補者として適当であると判断したところであります。採点結果につきましては、4ページをごらんください。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり

可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第127号 薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定について

○委員長（徳永武次）次に、議案127号薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（永里博己）議会資料の5ページをお開きください。

薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者管理運営にかかる選定委員会の結果について報告いたします。

1、指定管理者に管理を行わせる施設は、薩摩川内市川内まごころ文学館であります。

設置の目的でございますが、市にゆかりのある文学者の作品等を収集・保管・展示するとともに、調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、文学及び文化の振興に寄与することを目的としております。

次に、3、指定管理候補者は、公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社でございます。

7ページをごらんください。

5、選定経過の概要でございますが、平成30年8月9日に地元代表を含む6名の委員で開催されております。公募を行いましたが、応募団体は1団体でございました。これまでの管理運営の実績に加え、施設の設置目的や役割を十分に理解していることから当該応募団体が指定管理を行うことで、施設の適切な管理運営が期待でき、指定管理候補者として適当であると判断したところでございます。採点結果につきましては、8ページをごらんください。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第128号 薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定について

○委員長（徳永武次）次に、議案第128号薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○文化課長（永里博己）同じく、議会資料の9ページをお開きください。

薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者管理運営にかかる選定委員会の結果について報告するものです。

1、指定管理者に管理を行わせる施設は、入来麓旧増田家住宅、入来郷土館、図書館入来分館の3施設でございます。

設置の目的でございますが、入来麓伝統的建造物群保存地区における伝統的な生活様式や建築様式を公共のために大切に保存することなどを目的としております。

現在の管理形態は指定管理でございます。

次に、3、指定管理候補者の概要は、入来麓伝建地区協議会です。平成25年10月1日に設立され、旧増田家住宅、入来郷土館、図書館入来分館の運営・管理事業を行っております。

11ページをごらんください。

5、非公募の選定理由でございますが、これらの施設は、歴史や文化、生活の拠点として、入来地域の住民に親しまれているため、地元住民で組織する団体が受託することが望ましい非営利施設でありますことから、指定管理者制度に係る運営指針に定めた地元住民が専ら使用している施設で

あって、当該地元住民で組織する団体が受託することが望ましい非営利施設の条件を適用したところでございます。

6、選定経過の概要についてですが、平成30年9月14日に地元代表を含む8名の委員で選定委員会が開催され、施設の目的や役割を十分理解し、施設の適切な管理運営と地域密着型の施設として多方面での効果が期待できるとの審査結果を踏まえ、指定管理候補者として適当であると判断したところでございます。採点結果につきましては、12ページをごらんください。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第139号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○文化課長（永里博己）予算書・予算に関する説明書（第3回補正）の9ページをお開きください。

第4表、債務負担行為補正について説明いたします。

5行目、薩摩川内市川内歴史資料館等の指定管理者の指定管理料、6行目は、薩摩川内市川内まごころ文学館の指定管理者の指定管理料、7行目

に、薩摩川内市入来麓旧増田家住宅等の指定管理者の指定管理料で、期間は、いずれも平成31年度から平成35年度までで、限度額は指定管理者との協定で定める管理費用としております。

以上、3件は、平成31年度から指定管理者の契約更新となるため、債務負担行為を設定するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○文化課長（永里博己）総務文教員会資料の14ページをお開きください。

平成30年11月29日開催されましたユネスコ無形文化遺産保護条約第13回政府間委員会におきまして、甑島のトシドンを含めた「来訪神：仮面・仮装の神々」が拡張登録されたところでございます。

1、「来訪神：仮面・仮装の神々」とはの説明と2、これまでの経緯につきましては、資料をごらんください。

今後の予定でございますが、本日の16時45分から県庁におきまして、3件ございます県内の来訪神保存会の会長さんと自治体関係者が合同で知事との対談により、メディアに広報することになっております。

また、認定証の授与式につきましては、平成31年5月ごろ東京で行われる予定になっているところでございます。

以上、ユネスコ無形文化遺産登録についての説明を終わります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）1件だけお伺いしたいと思います。

先ほどもちょっと著作権法改正の話を質問させていただいたんですが、今回の改正で、従来、冊子化が自由で、デジタル化は許諾が必要だった、展示作品の解説、紹介用資料を、許諾なしに電子化、利用できるようになったわけなんですが、川内まごころ文学館であったり、歴史資料館でこういったデジタル化、許諾が必要なくなったわけなので、活用されるお考えはないでしょうか。

○文化課長（永里博己）デジタル化につきましては、以前も検討したことがあります。今後も、両館におきまして検討は進めていきたいというふうには考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、文化課を終わります。

---

#### △秘書室の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室を終わります。

---

#### △文書法制室の審査

○委員長（徳永武次）次は、文書法制室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）平成31年5月に元号の変更があるんで、文書法制室がいろんなことを整理するだろうと思って質問するんですが、その元号の変更に伴う準備等はどのようにされているのか。今からまだしていないのかしているのか、どのように準備されていくのかという。

○文書法制室長（川畑 央）今のところは、具体的にはまだ着手はしておりませんが、昭和から平成になったときの文書の確認等はしております。

なお、今においても、平成32年度というようないい得ない、もう来ない年度になったものも特定はできるので、特段の訂正等は必要ないというふうには考えております。

○委員（川添公貴）昭和から平成に代がわりしたときは、もう日にちがなかったんです。当日やったので、あのときは、かなりゴム印を押して、ゴム印で整理したんだけど、今回、特例法で、例えば、平成31年とか平成32年とか書いてあっても通用するというような形にはなっていると思うんで、でも、市民の方々が困惑しないように、前もって準備をしっかりとされておかなければいいのかなと思ってはいるところでした。

○文書法制室長（川畑 央）今提言いただきましたように、市民に不安等が生じないような広報等についても何らか検討できれば対応していきたいと思います。

○委員（井上勝博）公文書開示のことなんですが、ある方から、一般の人と、それから、メディアが情報公開の開示を求めたときとの違いがあるんだと。メディアが求めたときは、1件1,000円かかるんですということを言われて、そんなことがあったのかなと思ってちょっと確認なんですけども。

○文書法制室長（川畑 央）メディアということではなくて、法人等が商業等の目的のためというようなことであれば、1件について1,000円をいただいております。ただ、その1面につき10円の手数料が生じているんですけれども、1,000円に達するまでは追加の料金はいただだ

いていないところです。コピー代です。101面になったときに追加で10円、申請のときに1,000円いただいて、結果何枚になるかを見定めて、50枚だと500円なので、1,000円の内数になるということですが、よろしいですか。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、文書法制室を終わります。

---

#### △財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

---

#### △議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第139号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）第3回補正予算について、御説明いたしますので、予算書の71ページをごらんください。

12款1項公債費1目元金は、事項、長期債償還元金において、借入額が当初想定より減額となつたことから、不用額を減額するものでございます。

同款同項2目利子、事項、長期債償還利子は、借入時の利率見込みが、当初想定よりも低い利率で借入できしたことから、不用額を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、15ページをごらんください。

10款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額するものであります。

次に、16ページをごらんください。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税において、交付額が決定したことに伴い減額するものであります。

次に、28ページをごらんください。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回の補正に係る財源として繰入金を増額するものであ

ります。

次に、30ページをごらんください。

22款市債は、3目衛生債の一般廃棄物処理施設整備事業債を国庫補助内示に伴い減額し、7目土木債の都市計画事業債及び8目消防債の消防防災施設整備事業債を事業費の確定に伴い減額し、10目災害復旧債の現年公共災害復旧事業債を林道の災害復旧事業に伴い増額し、13目臨時財政対策債を発行可能額の決定に伴い増額するものであります。

次に、10ページをごらんください。

第5表地方債補正について御説明いたします。

変更は、一般廃棄物処理施設事業、都市計画事業、消防防災施設整備事業、現年公共災害復旧事業及び臨時財政対策債において、限度額の増減調整を行うものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しております議案第152号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）第4回補正について、御説明いたしますので、予算書の46ページをごらんください。

12款1項公債費1目元金、事項、長期債償還元金であります。歳出額において増減はありませんが、今回の補正により住宅管理費において経費の増額補正を行つたことから、公債費に充当する住宅使用料に変動が生じたため、財源調整となつたものでございます。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、11ページをごらんください。

19款1項1目財政調整基金繰入金は、今回補正に係る財源として増額するものであります。

次に、12ページをごらんください。

22款市債は、国の第1次補正予算に伴う市内の全小・中学校の普通教室に空調設備を整備するための財源として、学校教育施設等整備事業債を計上するものであります。

次に、7ページをごらんください。

第3表、地方債補正について御説明いたします。

追加は、学校施設整備事業として限度額等を定めるものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財政課を終わります。

---

#### △財産活用推進課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

---

#### △議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第139号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅）第3回補正予算書、32ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費のうち、当課分は、財

産一般管理費の消耗品費の減額ですが、公共施設に設置しているAEDに係る電極パッド及びバッテリー交換の入札執行残を減額するものです。

閉校跡地利活用促進補助金につきましては、まず、旧山田小学校の利活用に関する補助金につきましては、本年6月補正におきまして、補助上限の1億円を措置しておりましたが、事業費確定に伴い補助金を8,400万円減額し、旧高城西中学校の利活用に関する補助金1億円を措置し、差し引き1,600万円の増額をお願いするものです。

詳細につきましては、歳入説明の後、総務文教委員会資料で説明をさせていただきます。

続きまして、33ページをお開きください。

2款1項11目庁舎管理費のうち、委託料の減額は、庁舎空調設備更新の実施設計業務委託の入札執行残を減額するものです。

本庁舎の空調設備につきましては、耐用年数経過により平成31年度から平成32年度での更新を予定しておりますが、詳細につきましては、当初予算との関係がございますので、3月議会にて御説明をいたします。

続きまして、歳入について御説明をいたします。25ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入は、南瀬小学校及び山田小学校の利活用に係る土地建物賃借料及び高城西中学校につきましては、昨年より賃貸借契約を締結しておりますが評価がえに伴う減額、変更額を補正するものです。

28ページをお開きください。

19款1項60目市有施設保全基金繰入金につきましては、総合運動公園体育館の空調修繕及び閉校跡地利活用促進補助金に充当するものです。

8ページをお開きください。

第3表、繰越明許費の一番上の行になります。旧高城西中学校の補助事業について3月末までに完了することが困難なことから繰り越しをお願いするものです。

それでは、閉校跡地利活用関係の補足説明をさせていただきますので、総務文教委員会資料1ページをお願いいたします。

まず、旧高城西中学校の利活用ですが、白いキクラゲ栽培を行いたいとして曾於郡大崎町所在の有限会社羽子田人工授精所様から遊休公共施設利活用促進条例の奨励措置適用事業所の申請があり、

市は昨年5月15日奨励措置適用事業所に指定をいたしました。事業概要はページ下側に記載のとおりでございます。

平成29年度6月補正におきまして、1億円を措置をしていただきましたが、人手不足により事業者が確保できず、年度内完了が困難となったことから、平成30年度に明許繰り越ししております。

平成30年度当初には、事業者が確保され見積書も徴せる状況とはなりましたが、金融機関の協議等資金繰りや事業計画検討に時間を要し、来年3月末までの完了は困難な状況となりましたことから、今回補正をお願いするものでございます。

工事完成予定は、平成31年10月末であると聞いております。

平成29年度からの繰越予算と今回の補正分と一時的には二重計上の状態とはなりますが、繰越予算が減額補正できないことと、地域住民の皆様が雇用を期待し、早期の開業を待ちわびていらっしゃることもあり、早期着工と十分な工期を確保する必要があることから、今回1億円の措置をお願いし、同時に平成31年度への明許繰り越しをお願いするものです。

なお、平成29年度からの繰越予算につきましては、使用せずに執行残となります。

同じ内容で、2回も議会にお諮りするということをまことに申しわけなく思っておりますが、特に、本来なら条例適用による閉校利活用は旧高城西中学校が第1号となる予定でございました。旧山田小学校のほうが先に利活用が進んだということで、地域住民の皆様方の早期開業の思いは強くなっていますが、市としても早く地域の皆様方に喜んでいただきたいということから、今回の措置は、あくまでも地域の皆様方の要望に応えるべく唯一の策であるということを御理解いただきますようお願いいたします。

それから、2ページをお願いいたします。

旧山田小学校につきましては、外国人技能実習生研修施設ベーシックトレーニングセンター山田として10月3日より、実習生の受け入れを開始し、10月27日には、施設の開所式・内覧会が開催されました。

11月11日には、山田地区コミュニティ協議会主催のサンデンフェスタが開催され、実習生も

日本の歌などを披露したとのことで、地域の方々とも交流を深めております。

補助事業に伴う補助金額が確定いたしましたので、今回減額補正をさせていただくものです。

その他、利活用が進んでおりますのは、旧南瀬小学校で、同じく外国人技能実習生の研修施設を整備する予定で、本年9月6日より事業に着手をしております。4月開業を予定していると/orございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 旧高城西中学校の跡地利用で補助金1億円というのがあるわけですが、これは、誘致企業に対する補助金ということなんでしたっけ、それとも、閉校跡地を利用すると、そういうのも何か合わさっているとか、そういうのはあるんですか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） この閉校跡地利活用の補助金は、校舎の改修に伴う補助金になります。

○委員（井上勝博） そうすると、誘致企業としての補助金というのは、別にあるの。それはどうなっていますか。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 商工観光部のほうに企業誘致の補助金がございますけれども、両方の補助金は併用できないことになっております。どちらか一方しか活用できないということで協議をしております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 資料はございませんが、樋脇支所庁舎の関連で御報告をさせていただきます。

平成29年度に実施をいたしました府舎劣化度調査の結果、樋脇支所は築60年でございますが、コンクリートの劣化が進んでおり、一部コンクリートの強度も低いなど著しい老朽化が見られることが報告をされました。

耐震補強工事も未実施であり、来庁者及び職員の安全確保のため、支所業務場所の別館への仮移転を検討しております。

地域に対しましては、今月19日開催されます樋脇地域地区コミュニティ協議会会長会議におきまして、仮移転を検討中であることを説明する予定でございます。

詳細につきましては、別館の改修経費を当初予算計上する関係もございますので、3月議会において説明をする予定でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課を終わります。

---

#### △税務課及び収納課の審査

○委員長（徳永武次）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

#### △議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第139号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男）それでは、第3回補正予算書の35ページをお願いいたします。

歳出のほうから説明をさせていただきます。

2款2項1目税務総務費でございますが、10月の人事異動等に伴います、職員の給与費及び普通旅費を補正するものでございます。

2目賦課徴収費は、家屋評価システム更新業務委託ほか2件の入札執行残277万8,000円を減額するとともに、市税歳出還付金の400万円を増額するものでございます。

市税歳出還付金につきましては、法人市民税の中間納付金の精算払戻金等が主なものでございますけれども、今年度は大口の還付が多く、9月末時点で予算をほぼ使い切ってしまいましたことから、500万円を予備費充用させていただいておりますが、実績ベースで1月から3月までの分が、あと400万円ほど不足する見込みでございまして、今回、増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、予算に関する説明書の13ページをお願いいたします。税目ごとに説明いたします。

1款1項1目市民税個人分の現年課税分につきましては、実績見込みを踏まえまして1億円を増額しようとするものであります。これは、当初課税の結果、見込みよりも総所得金額と納税義務者数に伸びがあったことによるものでございます。

2目市民税法人分の現年課税分につきましても、実績見込みを踏まえ、5,000万円を増額しようとするものでございます。

14ページになります。2項1目固定資産税の現年課税分につきましては、過去の増減傾向をもとに当初予算を計上しておりましたが、当初課税の結果、1億5,000万円を増額しようとするものでございます。これにつきましては、主に、償却資産の大蔵配分について、当初見込みを上回ったことによるものでございます。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、32万5,000円を増額しようとするもので、これは交付金の交付実績に基づくものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止し

ておりました議案第152号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（道場益男） 第4回補正予算書の15ページをお開きください。

当課分は、2款2項1目税務総務費の補正となります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○税務課長（道場益男） 総務部提出の総務文教委員会資料の3ページをお願いいたします。

個人住民税における配偶者控除と配偶者特別控除の見直しについて説明をいたします。

これにつきましては、平成29年度税制改正分となります。年明けからの市県民税申告からの運用となりますので、本日説明させていただくものでございます。

上の表でございます。横軸に配偶者の給与収入、括弧内は所得でございます。縦軸に納税者本人の受ける控除額となります。改正によりまして、配偶者特別控除につきましては、満額の33万円の対象となります配偶者の所得上限が90万円、給与収入にいたしまして155万円にまで引き上げられることとなります。配偶者の所得が90万円超から123万円、給与収入にいたしまして155万円超から201万円未満の範囲におきましては、現行制度と同様に、控除額が段階的に低減することとなってまいります。

資料の下半分になります。改正によりまして、納税者御本人にも所得制限が設けられることとなります。本人の所得が900万円、給与収入にいたしまして1,120万円を超える場合、所得区分ごとに配偶者控除や配偶者特別控除が段階的に減

少し、所得の1,000万円、給与収入にいたしまして1,220万円超でその適用がなくなる仕組みが設けられることとなるものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博） 今のお話ですが、これは、103万円をちょっと超えると控除がなくなっていたのが、150万円を超えてということで、いわば、税金を払う側にすればいいほうに変わったというふうに理解していいかと思うんですが、そうすると、例えば、今までパートをされている方々なんかが、100万円を超えると、もう控除がなくなるからというようなことで、ぴたっと仕事をしないでいるというようなことがあったんですが、そういうことが150万円というふうになるという、そういう理解でよろしいですか。

○税務課長（道場益男） 平成29年度の税制改正につきましては、今ほど委員がおっしゃったようなことも背景になっておりまして、働きたい方が就業調整を意識しないで済むような仕組みをつくるといったことからの税制改正がなされてございます。

したがいまして、今まで、100万円をちょっと超えるか超えないかということで、勤務時間等、パートの時間等を調整されていた方につきまして、それを意識しなくて済むというような上限部分が155万円ぐらいになるというふうなことで御理解いただければよろしいかと思います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課を終わります。

---

#### △契約検査課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（福元光一）現時点で、平成30年度の公共工事の執行率はわかりますか。

○契約検査課長（南 忠幸）執行率のほうはちょっと把握はしておりますけれども、今年度の入札執行状況についてお答えしたいと思います。

11月末までに一般競争入札を181件、指名競争入札はゼロ件、総合評価落札方式が21件、建設工事全体で202件を執行しております、前年度の同時期と比較しますと11件の減少となっております。

また、建設関係のコンサル業務委託につきましては、11月末までに60件を執行しまして、前年度の同時期と比較しますと、23件の減少となっているところでございます。

○議員（福元光一）今聞きますと、前年度と比べると減少になっているということなんんですけど、あとはまだ何件ぐらい残っているかわかつておったら教えてください。

○契約検査課長（南 忠幸）申しわけありません。あと何件残っているかというのは、ここでは把握しておりません。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課を終わります。

---

#### △防災安全課の審査

○委員長（徳永武次）次は、防災安全課の審査に入ります。

---

#### △議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しております議案第139号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○防災安全課長（寺田和一）それでは、第3回補正予算書の61ページをお開きください。

9款1項6目災害対策費のうち、防災行政無線

通信施設管理費につきまして、補正をお願いするものです。

内訳といたしましては、防災行政無線戸別受信機を追加で購入させていただくための備品購入費の増額、並びに、鹿児島県、そして、県内自治体で組織しております鹿児島県防災行政無線運営協議会で所管をしております防災情報ネットワークシステム更新事業の負担金の不用額について減額をお願いするものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（杉薦道朗）先般、遊技業協同組合のほうからドライブレコーダーの寄贈の関係が新聞にも載っておったんですが、各地区コミにそれなりの割り当てで配付の予定のように聞いているんですが、実態はどうなっていますでしょうか。おわかりであればお答えください。

○防災安全課長（寺田和一）先般の9月議会のちょうどタイミングもあったかと思うんですが、遊技業協同組合からドライブレコーダーが、要は交通事故並びに防犯上に非常に有効ではないかということからお申し出があつて、額面で30万円というのをいただいております。それにつきましては、今御質問があつたとおり、どこに配付するかも含めて検討なされた結果、防犯協会の予算を加えまして、必要台数、ある程度購入して、今、御検討されていらっしゃるのは、市のほうで青バトの補助金助成を出している団体がございまして、その団体に対して、最低1台ずつは配付をして、パトロールに御活用していただけないだろうかと

いうふうにお考えになっているというのは承っておりまます。

○委員（杉薦道朗）具体的には、個別の台数的には、今捉えられていないということです。有効活用していただくという形になるだろうなと思うんです。地区コミのほうのそういう青パト隊に対して内々で何台ぐらいというのは聞いている部分もあるんですけども、もう全台数的には、どっちにしろ、絶対数が足りませんので、あとはまた奇特性が得るならば、寄贈していただければまた活用もできるのかなと。市のほうでも9月議会の中で支援策もということでもありましたけれども、徐々にある意味、拡大していっていただきたいなという思いがあつてお聞きしたところでした。

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、防災安全課を終わります。

---

#### △原子力安全対策室の審査

○委員長（徳永武次）次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午後2時21分休憩

~~~~~

午後2時37分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議

を開きます。

△企画政策課の審査

○委員長（徳永武次）次に、企画政策課の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（南 輝雄）それでは、第3回補正予算ですが、予算書は24ページになります。

16款2項1目5節電源立地地域対策交付金であります。移出県相当分及び周辺分の交付金の交付額確定に伴う調整であります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（南 輝雄）それでは、第4回補正ですが、予算書は18ページになります。

2款5項1目統計調査総務費、事項、一般管理事務費は、人事院勧告に伴う給与費の調整です。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（南 輝雄）委員会資料の1ページでございます。文化ホール跡地利活用検討事業について説明いたします。

本件につきましては、先日の一般質問でもありましたので、重複する部分もありますが御了承願います。

まず、1の目的ですが、川内文化ホールの跡地の利活用に関しまして、意見を聞くため有識者会議を開催するもので、2のスケジュールにつきましては、11月19日に1回目の会議を開催し、さまざまな意見が出されておりますが、2回目の会議を来週予定しているところであります。さらに議論を深めていただきたいなということで考えております。

なお、会議の状況にもよりますが、1月までの開催を見込んでいるところです。

また、有識者会議で出されました意見を参考にしまして、市において最終的な利活用方針を決定したいと考えております。3月議会には報告できるのではと考えているところです。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）この川内文化ホールの跡地利活用なんですが、本会議では会議室だけを残してホールは潰すという案はどうですかということについては、もうだめですというお話をしました。それで、どういう選択肢を考えていらっしゃるのか、全部とて駐車場にするとか、以前そんな話もされていましたと思うんですけども、選択肢がどういう感じになっているのか。

また、この有識者会議については、公開というか傍聴ができるのかとか、お尋ねしたいと思います。

○企画政策課長（南 輝雄）川内文化ホール跡地につきまして、どのような選択肢があるかということですけども、基本的にその点は有識者会議

のほうの意見を聞いて考えていきたいと考えておりますので、市のほうで幾つかの選択肢を持ってということではございません。

また、会議室の部分を残してというような話もできないということではなくて、残すには非常に難しい課題がありますよということを有識者会議のほうにも説明はしておりますので、その上でまたいろいろな御意見をいただけるものではないかなと思っております。

それと、有識者会議の傍聴につきましては、今回地元の自治会長さんとか、いろいろ入っていらっしゃる関係で、意見が出にくくなるといけないのでということで会議自体は非公開とさせていただいておりますが、内容につきましては当然公表できるといいますか、最終的にどういった意見があつてというような話は、公表できるということを考えております。

○委員（井上勝博）経過がありますよね。最初はコンベンション施設を28億円でつくるという計画だったのが、途中、川内文化ホールを改修するのはもうお金がかかるし、将来どんどんお金がかかるから川内文化ホールの機能をコンベンション施設に持っていくという、そういう経過のもとで話が進んでコンベンション施設にも28億円プラス10億ぐらいですか、上積みされたわけです。

だから、そういうことから言ったら、文化ホールそのものについて、ここを使えないからという話で出発したものが、地域の方々からすれば、もちろんまだ大丈夫だよという思いはあると思うんですけども、やっぱりその出発点がそうだったということを考えしていくと、何か建物をそのまま残すということについては、矛盾が出てくる気がするんです。そういう意味で、有識者会議の中では選択肢がやっぱり狭まれてくるんじゃないかなというふうに思っていたわけです。だけど、そういう選択肢はないんですよというお話をだったんで、今までの説明とその辺の矛盾が起こるようなことがないのかと。そういうことはないのか、お尋ねしたいと思います。

○企画政策課長（南 輝雄）矛盾がないようにはしているということでございます。

一つは、基本的には川内文化ホールの機能を統合するというのは決まっておりますので、前提としては川内文化ホール自体は解体して、後をどう

使っていくかというのが大前提であります。

ただ、やっぱり地元の中では、会議室を残してほしいというような御意見もあると思いますので、そういった御意見はきちっといただきながら、ただ実際に残すとしたら管理費もしくは改修経費が多額に上りますので、そういうことからいくと、やっぱり難しいんだというような状況をわかっていただきながらやっているということですので、そういった意味では、今の川内文化ホールの経営を踏まえた上でしていますので、矛盾とかというようなのはないし、選択肢としても委員の方々にいろんなのを出していただいて、その中で絞り込みをやっていきたいなと思っております。

そういう意味では、いろんな選択肢があつていいのかなと思いますけど、ただ現実的にできる部分、できない部分というのは最終的に出てくると思いますので、有識者会議の中でいろんな意見が出たからそれが必ず利活用の方針になっていくのかといった部分もありますので、そのあたりは総合的に検討していくかないといけないのかなと思っております。

○委員（井上勝博） 私はもともとが川内文化ホールはちゃんと修繕すべきだというふうに思っていたんですから、そういう意味では川内文化ホールは残したいという派なんだけれども、しかし一方では、じや何でコンベンション施設と川内文化ホールを一体にするのかという話になったのかことが出てくるわけで、非常にやっぱり地域の人たちにしてみれば、本当に苦労されるところなんじゃないかなと思っております。誰もが納得できるような方向性を見出していただきたいと思います。

それからもう一つは、ここで言つたらいいのか、それともひとみらい政策課で言つたらいいのかわからないんですけど、人口減少問題については、一般質問でも取り上げまして、明確な回答として人口減少の主な要因が、やはり働き方のあり方というか、正規職員と非正規職員とすると、非正規職員のほうがやはり既婚率が低いという回答をいただいたわけですけれども、よくよく厚生労働省のホームページを見たら、人口減少対策要綱というのがあって、それを見るとそこにも明確に原因としてはやはりそれが大きいというふうな指摘がされているわけです。

だけど一方では、本当に働き方の改革という点で進んでいるのかなというふうに思うと、やっぱりそういうことがおざなりにされて、言わば周辺部はいろいろいじるけれども、肝心の部分をやっぱりやっていないというところが、まだ合計特殊出生率がダウンしているという原因になっているんじゃないかなと思っているんですが。

働き方のハローワーク関係は、正規雇用にしていこうというようなことでキャンペーンを張っているみたいなんですけれども、市としてはそういう非正規から正規へというような働き方を、そういうふうに展開していくという形での市としての努力とか政策とかというのは、そういうのは考えられないんでしょうか。

○企画政策部長（末永隆光） これは労働行政ということでは商工観光部の所管になるところがあるかもしれませんけれども、市としてというのは市の職員がということじゃなくて、市民全体のことを指しているということでよろしいですか。市の政策ですか。

国のほうも、今、副委員長がおっしゃったとおり、非正規から正規雇用に向けた取り組みを厚生労働省を挙げて取り組んでいるところだと思っております。市としては、具体的にそれに対して施策としてやっているかと言うと、なかなか具体的なものはないんですが、商工観光部のほうで働き方改革等女性活躍、子育ての部分も含めた推進をやっておりますし、ひとみらい政策課のほうでもそういった取り組みを横断的な取り組みとしてやっておりますので、ゼロではないと思うんですが、具体的に正規雇用化に向けた施策としての大きなものは持っていないというところでございます。

○委員（井上勝博） これで終わります。もちろん市としてやるというのは大変なことだとは思うんですが、例えば具体的には公契約条例とかいうのも、市の関係する公共事業とかそういう関係で働く人たちの労働環境をきちんとさせるという意味での有効な一つの政策じゃないのかなと。まだ全国的に多数の自治体でやっているわけじゃないんですが、やはり一つそれを考えていく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。意見として申し上げておきます。

○企画政策課長（南輝雄） 先ほど部長のほうも言いましたとおり、一つは商工観光部のほうの

考え方があると思いますので、その分になるとちょっと所管外になりますので、そこは触れないでおきますけども、一応、市としてはこの人口問題に対してどのように取り組んでいくかということで総合戦略を定めております。

その中で、正規、非正規の関係、特に踏み込んだ記述はございませんけども、ただ、正規、非正規の問題は根本にある問題ですので、例えば総合戦略の中では、雇用保険の被保険者数をふやしましょうといった目標も掲げておりますので、大きく言うと正規、非正規の問題も踏まえた上で、大きな労働政策のほうは、進んでいこうというような目標は掲げているところです。

○委員（今塩屋裕一） 今後、川内文化ホールなんですけど、有識者会議ということで、私たちも地区コミのほうでも呼ばれて話もだったんですけど、現時点できちと川内駅東口の件もあったように、あそこに売却して売ってもらえば入りたい、PFI方式でも入りたいといった声があったんですけど、この川内文化ホールで現時点できちと企業が進出したいという、購入もしくはPFI方式、今後、流れがどうなっていくかわからんないんですけど、現時点でき企が入ってきたいという声はないですか。

○企画政策課長（南輝雄） うちにそのような問い合わせは今のところない状況です。

また有識者会議においても、まだ今の段階では、そのようなちょっと踏み込んだところまでの御意見は出でていないところです。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

以上で、企画政策課を終わります。

△甑はひとつ推進室の審査

○委員長（徳永武次） 次に、甑はひとつ推進室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○甑はひとつ推進室長（古里洋一郎） 総務文教委員会資料の2ページをごらんください。これまで委員会等で説明しておりますけども、再度報告させていただきますが、1点目、甑島地域一体化方針案の策定についてでございます。

これまでの経緯としまして、平成26年10月、島民が主体となって各層、各年齢層の代表20名で甑はひとつ推進会議を設置していただき、10回ほどの会議を経て、平成28年4月に甑はひとつに向けての提言をいただいております。

少し提言を説明させていただきますが、資料の3ページをごらんください。

1番目は、甑島の将来像を掲載しておりますが、2番目に行政施設のあり方として基本的な考え方としまして、まず上甑島地域と下甑島地域にそれぞれ拠点を置く形での集約を提言していただいております。

具体的には、（2）支所の中でいけば、架橋完成後、上甑島に甑島振興局、下甑島に市民サービスセンターを配置し、統合される支所についても証明書発行等のサービスを維持してほしい。ただし、局、サービスセンターの位置については、行政で決定してほしいということでございました。ただし、局には、一定規模の事業執行ができるように一定の権限を付与してほしいということでございます。

医療施設につきましては、現在入院施設を持つ上甑診療所、下甑手打診療所を核として維持してほしいということと、あわせて出張診療の確保や在宅診療を充実してほしいということでございます。

裏面の4ページをごらんください。学校、消防につきましては、そのまま維持してほしいということでございますが、特に市民の生活に直結する3番と4番に、防災体制のあり方、交通体系のあり方として、消防・救急体制の維持、防災体制の維持、交通体系におきましては、さらなる就航率の向上あるいは利便性の高い交通体系の確保などをうたった提言をいただいております。

2ページにお戻りください。それを受けまして、市としましても関係課による検討会をただいま8回ほど開催して、基本的な考え方をまとめております。

再編時期は架橋完成後の平成33年4月を目標としまして、甑はひとつ推進会議の提言を尊重して、再編を進めていくとしております。ただ、支所、診療所の再編のほかにきちんと防災体制や交通体系のあり方も総合的に検討していくとしております。

今後のスケジュールでございますが、本年度中に地域の一体化方針案を策定したいと考えております。その後、議会の皆様にも説明をした後に、平成31年度に島民説明会を行い、平成32年度中に架橋が完成する見込みでございますので、再編準備をして平成33年4月に再編を開始したいと考えているところでございます。

2番目のツーリズムの推進につきましては、議会の一般質問等でもございましたので、（1）、（2）、（3）、同じような形でビジョンの策定、内容、協議会の設立を掲載しておりますが、最後に、5ページのほうをごらんください。

資料2に現在の協議会の構成の形を掲載しております。一応協議会のメンバーとしまして23名で、その下に四つの部会とそれぞれの活動の取り組みを代表的な主なものを掲載しております。部会のメンバーも参考に掲載しております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、このことも含め、これより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（瀬尾和敬）蘭牟田瀬戸架橋が開通することが甑はひとつの推進に今加速すると思うんですが、あの架橋のあたりは特にしける時期というのは容易に通行ができなかつたりすることが結構多いんじゃないかという気もするんです、クレーンもひっくり返ったぐらいですから。

そういうことで、いろんな例えは施設、学校とか医療はそれぞれのところにしっかりとしたものも置かなきやならないだろうし、学校をもし一つにするとしても、通学ができない状態というのも発生するかもしれませんし、そういうところは慎重に検討されたほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

○甑はひとつ推進室長（古里洋一郎）確かにおっしゃるとおり、特に冬場の1月から3月は潮の流れ、風も強くて、そういう状況なんんですけど、工事もなかなか進まないということもあったんですけど。現在、甑大明神橋、上甑島と中甑島の橋

が二つあるんですけど、あれが25メートル以上の場合は通行止めということで、ここ10年ぐらいの実績を見てみると、1年に多くて3回程度、ゼロ回という年も多いです。平均的に1回から2回かなというところです。

ただ、蘭牟田瀬戸架橋はかなり風が強いので、まだ多くなるとは思いますけど、学校の再編とかいろんな交通体系についても架橋完成後のやはり1年ぐらいあるいは1年から3年は状況を見て、それによって次のステップとして、拠点は二つに置くんんですけど、将来的には一つというのはそういう状況も見て、更なる検討も進めていきたいと思います。

○委員（瀬尾和敬）以前から、甑はひとつとういうのが掲げられて、それを目標に頑張ってこられましたが、いよいよ蘭牟田瀬戸架橋の開通が見えてくると、もう物理的なものじゃなくて心まで一つにならなきやならない時期が来ていると思うんです。下甑島がどうの、上甑島がどうのとかいうときじゃないということであると思います。そういう意味で、おたくたちの甑はひとつ推進室の存在、価値というのは大きくなると思いますので、ここは一つ気合いを入れて頑張っていただきたいと考えます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（福元光一）医療施設についてお伺いします。下甑島には透析をする設備があると思うんですけど——先ほども出ましたが、蘭牟田瀬戸架橋が開通すると上甑島も通えればできるということなんんですけど、上甑、里、それを含めて透析をする設備がないんです。あと、県外に出ている透析をする人たちが、お盆とか正月にふるさとに帰ってくることがまずできないと。蘭牟田瀬戸架橋が開通しても、しけたりするとどうなるのか。下甑島まで行けばいいという考え方で帰っても、透析をせにやいかんのに蘭牟田瀬戸架橋がしけて通れなかつたら、そこはどうなるのかということを考えたら、どうしても上甑島のほうにも1カ所透析をするところを設備を整備をしなくてはいけない。

そのお考えは、もし今現在なかつたら、将来的にもそれをつくっていくという考え方、そういう気

持ちを持っていかないと、甑はひとつといふことは言うだけのことであつて、取り残される人がおるということを考えてもらつたらいいんだけど、どう思われますか。

○甑はひとつ推進室長（古里洋一郎）議員がおっしゃるとおり、下甑島は今そういう形で対応されるんですけど、上甑島については多分島外に出て治療を受けられております。

具体的な蘭牟田瀬戸架橋完成後の上甑島にもそういう施設を整備するかというのは、多分市民福祉部の市民健康課のほうで検討はされていくと思いますので、ちょっと私のほうからは明確にはお答えできませんけど。

ただ、せっかく架橋ができる一つになりますので、そういう施設を活用できるような形、あるいは上甑島にもそういう設備をしていくのかというのは、真に考えていかないといけないと思っておりますので、市民福祉部ともまた検討していきたいと思います。私のほうでは明確な回答はできませんけど、考えていきたいと思っています。

○議員（福元光一）ありがとうございます。

それで、また2回言いますけど、蘭牟田瀬戸架橋ができる一つにならんわけです、しけがあつて通れなかつた場合は。透析の場合は待つたなですから、だからどうしても上甑島につくらなくてはいけない、透析の整備をしてもそれに莫大なお金がかかるというのはわかつておりますけど、やはり甑はひとつ推進室は責任を持って、市民健康課のほうにぜひ声を届けていただきたい。

また、改めて質問いたしますので、よろしくお願いします。

○甑はひとつ推進室長（古里洋一郎）先ほど言いました蘭牟田瀬戸架橋完成後のそういう不安は——架橋ができる通れないんじやないかという不安の声もやっぱり多いですで、ただかなり回数は少ないんじやないかということなんですが、やっぱり1年から2年、3年、ちょっとそういう架橋の通行止めの現状も見ながら、また対応もしていきます。

先ほどの件につきましては、また市民福祉部とまた検討していきたいと思っています。

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、甑はひとつ推進室を終わります。

△行政改革推進課の審査

○委員長（徳永武次）次に、行政改革推進課の審査に入ります。

△議案第123号 薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）それでは、薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政改革推進課長（上戸理志）企画政策部の議会資料1ページをお願いいたします。

いわゆるマイナンバー法に基づく、個人番号の利用に関する条例の一部改正について、記載のとおり改正は2点でございます。

（1）本市で、個人番号を利用できる独自利用事務に、薩摩川内市一般住宅条例による一般住宅の管理に関する事務を追加するもの。

それからもう一つ、（2）生活保護法の一部改正により、生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援する進学準備給付金制度が創設されたことに伴いまして、条例の規定を整備するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）これも（1）と（2）というのは、何が共通するのかなと。一般住宅と個人番号利用との関係を（1）は言っているわけですけれども、下のほうは生活保護法の関係ですが、これが個人番号との関係はあるんですか、どういうことなんですか。

○行政改革推進課長（上戸理志）制度について簡単に説明いたしますと、マイナンバー法の活用によって、国民の利便性の向上、これは提出書類の省略が図れる、それから行政の効率化が図れるということで、上のほうの（1）番は各自治体が独自でできる独自利用事務の部分です。今3項目書いてございますが、これに新たに一般住宅の申

請時に例えば住民票だったり、それから課税情報だったり、そういう書類を提出しなくても済むと、国民、市民の利便性の向上につながる部分でございます。

一方、（2）番は、これは法定事務、国、全ての自治体に共通するマイナンバー法に基づく国民の利便性の向上ということで、新たに法律が変わったことによって利用できる特定個人情報、具体的に言いますと進学準備給付金の支給に関する情報、こちらのほうをマイナンバー法で活用できるということでございます。

○委員（井上勝博）おっしゃるのは今まで言われているとおりで、利便性が向上するというお話なんですが、一方では識別個人番号にどんどん情報が集積されていくと、危険性が増していくという侧面も出てくるわけなんです。

そうすると、例えば私なんかは個人番号なんかは自分でも知らないし、今まで公文書の関係で個人番号の提出を求めて「私は知りません」ということで通してきたわけです。しかし、仮に公営住宅に入るという場合に、それができなくなるということになるんですか。

○行政改革推進課長（上戸理志）マイナンバーカードの取得の有無によって、入る、入れないというものではございません。手続の中で簡素化が図れるというものですので、国民の利便性も向上しますし、市としても書類の管理の面からも公営住宅に入られる方への書類提出の観点からいっても、効率化が図れるというものでございます。

それから、情報の集積と危険性が増すという話もありました。制度としては情報を一つに集約するというものではございません。システム面からも制度面からも、そういう情報漏えいに関しては非常に厳しい制度、それからシステム等なされております。

本市も決してそれに甘んじることなく、情報漏えいのないような形をしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○委員（井上勝博）確認なんですが、個人番号と今言われている情報をリンクさせることには違いないと、これは確認なんんですけど。

○行政改革推進課長（上戸理志）情報のリンクは間違いございませんが、そのリンクの手段として個人番号12桁の番号をそのまま使うというの

ではございませんので、全ての国民に付与された12桁の番号、これが漏えいするというものではございません。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ただいま討論の声がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に反対の討論は、ありませんか。

○委員（井上勝博）個人番号等、そして情報がどんどんリンクされていくということが、それはもう、この個人番号制度だけは大丈夫という保証はないわけですよ。もう銀行とかキャッシュカードの番号とかいろんなのが漏えいした事件というのは日々新聞で出てきているわけで、個人番号だけが漏えいの危険はありませんということはあり得ないわけで、やはり集積されれば集積されるほど、リスクは高くなるという点で反対いたします。

○委員長（徳永武次）次に、本案に賛成の討論はありませんか。

○委員（川添公貴）議案第123号について賛成の立場で討論させていただきたいと思います。

マイナンバー、個人ナンバーについては、日本国民に1個ずつ付与され、これが厳重に管理されております。

そして情報漏えいということが極力少ない。いろんなことを想定すると100%あり得ないということであれば、これは物理学的に言って、悪魔の証明と言って100%ということはあり得ないわけで、それを防ぐためにいろんな手続をとってセキュリティもかけています。

それともう一点は、このマイナンバーカードのナンバーを活用することによって、行政事務の簡素化も進むし、個人の手続上の事務もかなり簡素化されます。

特に一例を挙げますと、子どもの関係の児童手当等々の書類に関しても、このナンバーを記載す

ることによって、よその自治体の所得証明とか、そこまで取りに行かずに本市において全て一括で手続が済む。このようにかなり国民にとっても有利な制度であります。

3点目は、このマイナンバーカードを通じて、もっともっと広く活用方法を広めていくべきだろうと私は思っています。特に年金制度において、年金制度の申請においては全ての書類を持参しなければなりません。このマイナンバーカードを活用することにすれば、もうほとんどの事務が要らなくなってしまいます。ですので、このマイナンバーカードについては、もっともっと広く活用して、国民の生活向上のために運用すべきだろうと思います。よって、本案については賛成したいと思います。

○委員長（徳永武次）次に、反対の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）これで討論を終わります。採決します。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立多数であります。よって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○行政改革推進課長（上戸理志）第3回補正予算書の32ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費のうち行政改革推進課分は備考欄の市政改革費、こちらにつきましては、職員が利用します内部情報システム、これを10月に更新いたしました。システムの使用料及び賃借料が確定したことから減額するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局からの報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）支所の体制が半分になったということで、今のところ事務的な繁忙期ではないので、とりわけ何か起こったと私も聞いてはいないんですが、行政改革推進課から見て今の状態というのはどうなのか、何かありましたら教えてください。

○行政改革推進課長（上戸理志）行政改革推進課、企画政策部長も含めて頻繁にはほぼ毎週4支所に足を運んで、しかもちょっと腰を据えて来庁者の状況等確認しております。

簡単に申し上げますと、1カ月のデータで1日当たりの平均の来庁者は、4支所のうちの3支所が平均の来庁者は49人、1支所だけが36人です。その中でもテレビ会議を使っているところ、多いところで1日2件、少ないところでは2日に1件という、そういうケースです。

私たちも実際現場で確認しているところ、大きな問題、課題というのは生じておりませんし、必ず足を運んだときは支所長、それからグループ長等に確認しながら何かそういった事象、事案はないかというのを確認しているところでございます。

○委員（井上勝博）例年と比べて、来庁者がどうなっているかということは何かデータ、比較できるんですか。

○行政改革推進課長（上戸理志）今まで、支所が自主的にとったデータというのはあります。一般質問の中でも川添議員から一昨年質問があって、本会議場の中で平均して入来支所を例に何件とい

うことで言っておりますが、今回4支所は共通したとり方でとっておりますので、同じようなとり方を前年度比較というのは、これはできません。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課を終わります。

△地域政策課の審査

○委員長（徳永武次）次に、地域政策課の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）第3回補正予算書の33ページをお開きをください。歳出から御説明申し上げます。

2款1項6目企画費のうち地域政策課分について、備考欄で説明を申し上げます。

事項、生涯学習推進事業費の増額につきましては、最低賃金の改正に伴います臨時職員の人事費に係る増と、生涯学習フェスティバルを昨年度まで次世代エネルギーフェアと同時開催しておりましたが、本年度から単独開催になったことに伴いまして、今まで折半をしていた経費の分が負担増となりまして、予算に不足が生じたものでございます。

次に、事項、地域おこし対策事業費の減額につきましては、隊員の配置実績に基づきまして報酬、社会保険料、旅費を減額するものでございます。

次に、34ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費の備考欄、事項、コミュニティ推進費の減額につきましては、市民活動災害補償保険料の執行残、一般コミュニティ助成事業補助金は、地区コミュニティ協議会への備品購入に伴う自治総合センター、いわゆる、宝くじの益金還元事業からの助成額確定による減額、

地区コミュニティ活性化事業補助金並びに市民活動支援補助金につきましても、それぞれの補助額が確定したことと伴います執行残でございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

28ページをごらんください。

19款1項61目市民活動支援基金繰入金の減額につきましては、先ほど歳出で御説明申し上げましたコミュニティ推進費の市民活動支援補助金の減額に伴いまして、基金からの繰入金も減額するものでございます。

次に29ページをお開きください。

21款5項4目雑入の地域政策課分について説明を申し上げます。説明欄の7番目、事項、一般コミュニティ助成事業助成金の減額につきましては、これも先ほど歳出で説明申し上げましたが、コミュニティ推進費の一般コミュニティ助成事業補助金の確定に伴うもので、自治総合センターからの助成金を減額するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○地域政策課長（屋久弘文）今回は、来年の2月に開催予定いたしております「第14回薩摩川内市生涯学習フェスティバル」について御説明を申し上げます。

総務文教委員会の企画政策部の資料6ページをお開きをください。

最初に、補正予算で説明申し上げたとおり、平成25年度から次世代エネルギーフェアと同時開催をしておりましたが、本年度から単独開催となりました。

資料に基づき説明をいたします。

2の大会テーマを今回は、「命=生涯」の学び

～みんなが輝く未来を創る～としております。

期日は、2月17日、日曜日に、サンアリーナせんだいを会場として開催をいたします。

変更点といたしましては、例年、前日の土曜日午後から開催をしておりました展示セクションをセキュリティ上の観点から日曜日のみとしたこと、あわせてコミュニティセクション、いわゆるコミュニティブランド市とコミュニティ食堂の場所を変更したことでございます。

7ページをごらんください。航空写真で説明をいたします。

ちょうど航空写真の真ん中あたりに「コミュニティ食堂」とありますとおり、従来の中庭から玄関前広場に移動いたしました。また、右中ほどに記載のとおり、「コミュニティブランド市」を玄関前広場から次世代エネルギーフェアの会場となっておりましたメインアリーナ内に移動いたしました。

6ページに戻りますが、最下段に記載のとおり、記念講演では講師をお笑いコンビT I Mのメンバーでありますゴルゴ松本氏にお願いし、「命の授業」と題して講演をいただくこととしております。同氏は、平成23年から少年院等でボランティア講演をされ、先月、法務省の矯正支援官にも任命をされたところでございます。

それぞれのセクションの開催場所・時間等につきましては資料記載のとおりでございます、お目通しをいただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、地域政策課を終わります。

△情報政策課の審査

○委員長（徳永武次）次に、情報政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありま

せんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課を終わります。

△広報室の審査

○委員長（徳永武次）次に、広報室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、広報室を終わります。

△ひとみらい政策課の審査

○委員長（徳永武次）次に、ひとみらい政策課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○ひとみらい政策課長（堀ノ内孝）委員会資料の8ページをお開きください。女性活躍応援セミナーの開催について説明させていただきます。

企業等の代表者や管理者層の意識改革等を進め、本市における女性活躍推進及びワーク・ライフ・バランスの実現に向けた機運の醸成と取り組みの加速化を図ることを目的に、「あなたの企業を成長に導く女性のチカラ」と題しまして、来年1月

24日、木曜日、国際交流センター会議室におきまして、女性活躍応援セミナーを開催いたします。主に経営者の皆様を対象としておりますが、一般の方も受講いただけます。

内容は、午後からの2部構成になっておりまして、第1部は意識改革セミナーとして、「女性スタッフを導く職場づくり～“女性”をひとくくりにしていませんか？～」と題しまして、株式会社清友及び株式会社ミエルカの代表取締役社長宮之原明子氏の講演を、第2部は先進企業3社による事例紹介で、各企業の取り組みの理念や状況等について紹介いただくこととしております。詳細は御確認ください。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、このことも含め、これより所管事務について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、ひとみらい政策課を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次に、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第129号 薩摩川内市議会議員及び薩摩川内市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）それでは、議案第129号薩摩川内市議会議員及び薩摩川内市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）議案の概要について議会資料に基づき説明いたします。議会資料の2ページをお開きください。

公職選挙法の一部を改正する法律が、平成29年6月に公布されまして、市の議会の議員の

選挙においても選挙運動用ビラを頒布することができることとされておりまして、平成31年3月1日から施行されます。

この法改正に伴いまして、市の議会の議員の選挙について、条例で定めるところにより、選挙運動用ビラの作成について公費負担とすることができるところから、公費負担とするための規定の整備を図るものでございます。

なお、市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担については、平成19年の公職選挙法の改正を受けまして、平成20年3月に条例の一部改正を行い実施しているところでございます。

次に、頒布方法につきましては、記載の四つの方法が法令で定められており、この方法以外の方法では頒布できないこととされております。

次に、頒布できる枚数等については、枚数は4,000枚以内、種類は2種類以内、大きさはA4版以内となってございます。

次に、公費負担の額でございますが、1枚当たりの公費負担限度額は7円51銭で、市長の選挙における1枚当たりの限度額も同額でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）これA4版以内となっているんですが、裏表は使えるのかどうかということと。

それから、この7円51銭というのは、例えば新聞折り込みをする場合にお金は要るんですかね。新聞折り込みをするときに、お金を出すということなのか。その辺はちょっと説明していただけますか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）A4の両面が使えるかということでございますが、両面印刷をして構わないということでございます。

それから、折り込みの費用でございますが、今回の公費負担につきましては、印刷に係る経費について上限7円51銭で公費負担をするという内容でございます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）第3回補正予算、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書（第3回補正）の37ページでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費です。これは10月の人事異動等に伴う補正額を計上したもので、説明欄の選挙管理委員会費の給料、職員手当等及び共済費で351万3,000円の増額補正であります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）第4回補正予算、歳出について説明いたします。

予算に関する説明書（第4回補正）の17ページでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費です。これは給与改定に伴う給与費の補正額を計上したもので、説明欄の選挙管理委員会費の給料、職員手当等及び共済費で9万7,000円の増額補正であります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（井上勝博）法令が改正されて3月から5月までにやる選挙をまとめるという、何かそういうことを国会の審議で見ているんですが、そのことについては何か上からの情報はあるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）12月10日に終了しました臨時国会で来年3月から5月の間に執行される予定の選挙について、一括して日程を決めて行うという臨時特例法案が可決をされております。これはいわゆる統一地方選挙の日程を定める臨時特例法案でございまして、先日会期末があって決定して、来年4月に鹿児島県におきましては県議会議員選挙が執行されますけれども、その日程もこの臨時特例法案の中で決められるもので、決定した内容としては4月の第1週、4月7日に選挙が執行されるということで決定がされておりまして、まだ法律の公布はこの後という形になります。

○委員（井上勝博）そうすると、阿久根市とかいろいろ合併しなかったところが選挙がありますよね、それと県議会議員選挙が一緒の投票になる

ということですか。

○選挙管理委員会事務局長（西木場重行）説明が不足しておりました。4月の第1週に執行されますのは、県議会議員選挙等でございまして、それから4月の第3週に執行されるのが、市町村議会議員選挙等が執行されますので、もし阿久根市であるとすれば4月の第3週に執行がされるということでございます。

○委員（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局を終わります。

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）次は、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、会計課を終わります。

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次に、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しております議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

公平委員会事務局長（茶圓勝久） 第3回補正

予算につきまして説明申し上げますので、予算に関する説明書の38ページをお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費につきまして100万4,000円を減額しております。これは人事異動に伴います給料等の減額等によるものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しております議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

公平委員会事務局長（茶圓勝久）続きまして、第4回補正予算について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の19ページをお開きください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費につきまして11万7,000円を増額しております。これは職員の給与改定等に伴います給料等の増額でございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局を終わります。

△議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

△議案第139号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）それでは、審査を一時中止しておりました議案第139号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）それでは、予算に関する説明書（第3回補正）の31ページをお開きください。

1款1項1目議会費で、この後歳入で御説明いたしますが、財源の調整でございます。

歳入について御説明いたしますので、29ページをお開きください。

21款5項4目雑入で、増額補正のうち議事調査課分につきましては、説明欄をごらんください。説明欄3項目めになりますが、今定例会から活用いただいておりますダブルエット端末の導入に伴いまして、議会運営委員会で御決定いただきました通信料に係る議員の皆様方の負担分を補正するものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第139号平成30年度薩摩川内

市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第152号 平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一）それでは、予算に関する説明書（第4回補正）の13ページをお開きください。

1款1項1目議会費の職員等の給与改定経費でございます。議員の皆様方の期末手当及び事務局職員の給料等の増額分でございます。

歳入はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第152号平成30年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（徳永武次）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

△閉会中の継続調査申出等

○委員長（徳永武次）ここで、閉会中の継続調査についてお諮りします。お手元に配付のとおり閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また、閉会中に現地視察など委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。
よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳永武次